

第4次 善通寺市農業・農村基本計画 (案)



令和6年3月



善通寺市

目 次

第1章 善通寺市農業・農村基本計画策定の趣旨等	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 上位・関連計画	2
1-3 計画の位置づけ	6
1-4 計画の期間	6
第2章 善通寺市農業の現況と課題	7
2-1 善通寺市の現況	7
2-2 農業の現況	9
2-3 地区別の現況	32
2-4 農業施策の評価	40
2-5 善通寺市農業の問題点	41
2-6 農業を取り巻く社会情勢	45
2-7 善通寺市農業の主要課題	48
第3章 善通寺市農業の将来像と基本目標	50
3-1 善通寺市農業が目指すべき方向性	50
3-2 善通寺市農業の将来像・基本目標	51
第4章 施策の推進	54
4-1 施策の体系	54
4-2 単位施策の概要	55
基本目標1 食の安定供給と儲かる農業づくり	55
基本目標2 活力ある農業を次世代につなぐ人づくり	58
基本目標3 交流を促進する魅力的な農村づくり	61
第5章 計画の実現に向けて	65
5-1 計画の実施と管理	65
5-2 計画推進における役割	66
資料編	68

第1章 善通寺市農業・農村基本計画策定の趣旨等

1-1 計画策定の趣旨

農業・農村をめぐる情勢は、少子高齢化・人口減少が本格化するなかで、農業者や農地面積が減少し続け、生産基盤の一層の脆弱化が危惧される状況に加え、頻発する自然災害や家畜疾病の発生、地球温暖化の進行、原油価格・物価の高騰等さまざまな問題に直面しています。また、我が国の経済社会は、AI・IoTといった技術革新、TPP11(イレブン)^{※1}等グローバル化の一層の進展、SDGsへの関心の高まりなど新たな時代のステージを迎え、農業・農村分野においても同様に対応が求められています。

このような課題や社会情勢に対応すべく、農林水産省では新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、令和2(2020)年3月に閣議決定され、「食料自給率の向上」と「食料安全保障の確立」を目指し、輸出拡大、地産地消、担い手確保、生産基盤強化、農業所得増大等の推進をはじめとし、農業のDX推進、災害・家畜疾病等リスクへの対応強化、農村の多面的機能維持等に取り組むこととしています。

また、香川県においても令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を目標とした「香川県農業・農村基本計画」が策定され、担い手の確保・育成、農産物の安定供給と需要拡大、生産性を高める基盤整備、活力ある農村振興等の施策に取り組んでいます。

本市においても、平成28(2016)年3月に「第3次善通寺市農業・農村基本計画」を策定し、少子高齢化による農業従事者の減少、遊休農地の増加、またTPP交渉等による農産物の一層の自由化、国際競争の激化等のさまざまな問題に対応し、農業の持続的な発展と農村の振興を図ってきました。

しかしながら、農業者の高齢化と後継者不足、作物価格の下落による所得低下、また気候変動に伴う災害リスクの頻発化、国際情勢に伴う物価上昇など農業・農村を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。このような状況を踏まえ、善通寺市では、人口減少下でも持続的に発展する農業・農村の在り方を示し、農業施策推進の基本指針として「第4次善通寺市農業・農村基本計画」を策定することとしました。

^{※1} TPP11(イレブン)は、米国を除く環太平洋連携協定(TPP)参加11カ国による新協定。域内の農畜産物、工業製品の関税撤廃や削減に加え、投資、知的財産権保護、電子商取引など広範な分野のルールを定めている。政府の試算では協定発効による経済効果は約7兆8000億円。

1-2 上位・関連計画

(1) 食料・農業・農村基本計画

＜食料・農業・農村基本計画＞
(令和2(2020)年3月31日)
※おおむね5年ごとに見直し

食料自給率の目標(令和12年度)

- 供給熱量(カロリー)ベース総合食料自給率
平成30(2018)年度:37%⇒令和12(2030)年度:45%
- 生産額ベース総合食料自給率
平成30(2018)年度:66%⇒令和12(2030)年度:75%
- 飼料自給率
平成30(2018)年度:25%⇒令和12(2030)年度:34%



基本的な方針

- (1) 消費者や実需者のニーズに即した施策の推進
- (2) 食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成
- (3) 農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開
- (4) スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進
- (5) 地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮
- (6) 災害や家畜疾病等、気候変動といった農業の持続性を脅かすリスクへの対応強化
- (7) 農業・農村の所得の増大に向けた施策の推進
- (8) SDGsを契機とした持続可能な取組みを後押しする施策の展開

(2) 香川県農業・農村基本計画



(3) 第6次善通寺市総合計画

<第6次善通寺市総合計画>
(目標期間：令和3(2021)年度～令和12(2030)年度)

理念

みんなで創る!! 住んでみたい・住みつづけたいまち 善通寺
～善通寺らしさの探究から、未来の創造へ～

目指すべきまちの姿

- 誰もが安心して暮らし、活躍できるまち
- 魅力と活力に溢れる、働きやすいまち
- 知と学びに溢れる、人を育てるまち
- 美しく住みやすい、持続可能なまち

目指すべきまちの姿と基本の方針

①誰もが安心して暮らし、活躍できるまち

- 災害対策の強化と防犯環境の充実
- 結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援
- 医療・介護サービスの確保・充実
- 多様性を認め合う、包摂的なまちの実現
- 性別に関わらず、誰もが活躍できるまちの実現

②魅力と活力に溢れる、働きやすいまち

- 産業振興と雇用対策
- 観光振興の促進
- 地域資源(魅力)ブランド化の促進

③知と学びに溢れる、人を育てるまち

- 学校教育の充実
- 地域と連携した教育体系の構築
- 地域への愛着を育む活動の促進
- 知と学びによるまちづくり

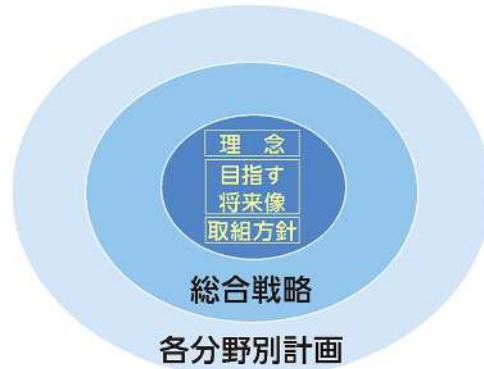
④美しく住みやすい、持続可能なまち

- 環境と景観の保全
- 都市機能の活性化・魅力の向上
- 市全体の生活利便性の向上
- 関係人口の創出

(4) 第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

＜第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略＞
(目標期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

総合計画と総合戦略、各分野別計画の関係性



総合戦略の全体像

基本目標1 誰もが安心して暮らし、活躍できるまちを創る

- 産業振興と雇用対策
- 災害対策の強化と防犯環境の充実
- 結婚・妊娠・出産・子育てに関する支援
- 医療・介護サービスの確保・充実
- 多様性を認め合う、包摂的なまちの実現

基本目標2 愛着と誇りを育む、オンリーワンのまちを創る

- 知と学びに溢れる、人を育てるまちづくりの推進
- 地域への愛着を育む活動の促進
- 地域資源(魅力)ブランド化の促進

基本目標3 善通寺への人の流れを創る

- 移住・定住の促進
- 観光振興の促進
- 関係人口の創出

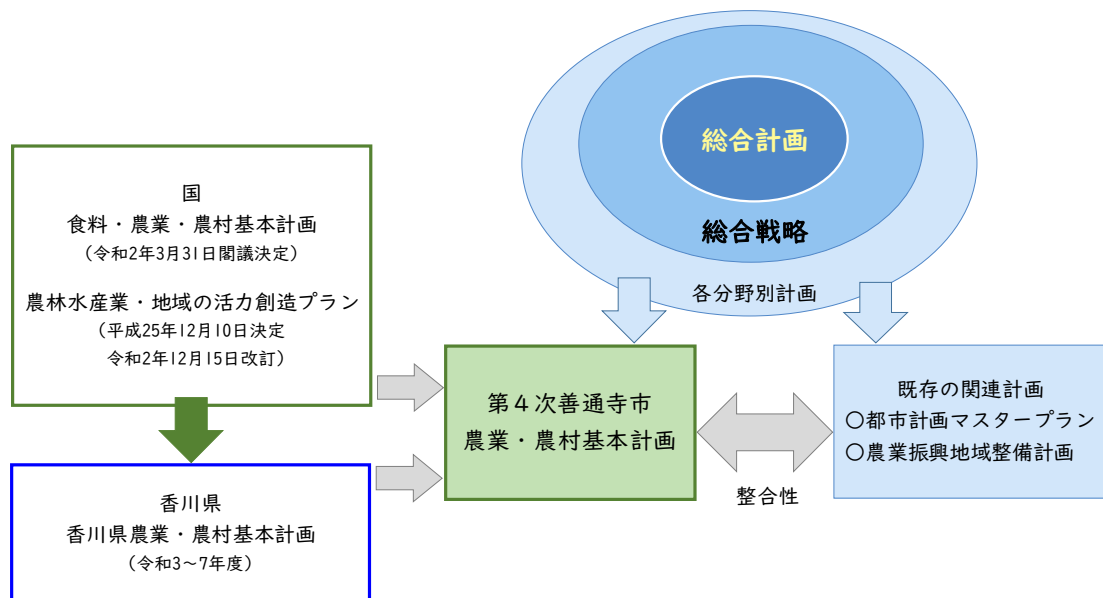
基本目標4 美しく住みやすい、持続可能なまちを創る

- 都市機能誘導区域の活性化・魅力の向上
- 居住誘導区域の若返り・人口増加
- 市全体の生活利便性の向上

1-3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「第6次善通寺市総合計画」の目指すべき町の姿と基本の方針に基づき、「第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の農業分野における個別計画として、農業・農村の振興について総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。

また、上位計画となる国の「食料・農業・農村基本計画」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」、「香川県農業・農村基本計画」の内容を踏まえるとともに、都市計画分野等の関連計画と連携・協調を図りながら、計画を推進します。



1-4 計画の期間

計画期間は、「第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の後継の計画期間と整合を図り、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を目安とします。

なお、本計画の対象者は、農業の振興にかかわる農業者及びすべての関係機関とします。

第2章 善通寺市農業の現況と課題

2-1 善通寺市の現況

(1) 概要

本市は、香川県の西北部に位置し、南を琴平町、まんのう町、北を丸亀市、多度津町、西を三豊市に隣接する中讃地域の中核都市です。地形は平坦ですが、南に大麻山、西に五岳の山々を控え、東と北には平地が開けて讃岐平野に続いており、平地部を金倉川、弘田川が南北に貫流しています。

市街地は、総本山善通寺からの拡がりをもって形成されており、中心部には陸上自衛隊が駐屯するほか、独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター等の公共機関が多く立地し、独特な市街地を構成しています。

市内には、国道11号が東西に、国道319号が南北に走っており、市の中央部には国道319号と並行するようにJR土讃線が走り、善通寺駅、金蔵寺駅があります。市の北部には、四国横断自動車道が国道11号と並行するように東西に走っており、同自動車道の善通寺インターチェンジは、本市はもとより中讃エリアの陸上交通の拠点機能の一翼を担っています。

また、気候は、瀬戸内海気候に属しており、温暖寡雨で、冬期は比較的暖かく、平地での積雪はめったに見られません。平均気温は16.5℃、平均降水量は1,110.6mmです。



【面積】39.93km²
 【人口】30,505人
 【世帯数】13,110世帯

資料：面積は、国土地理院による令和5(2023)年4月1日時点の面積。人口、世帯数は、善通寺市市民課による令和5(2023)年4月1日時点の常住人口。

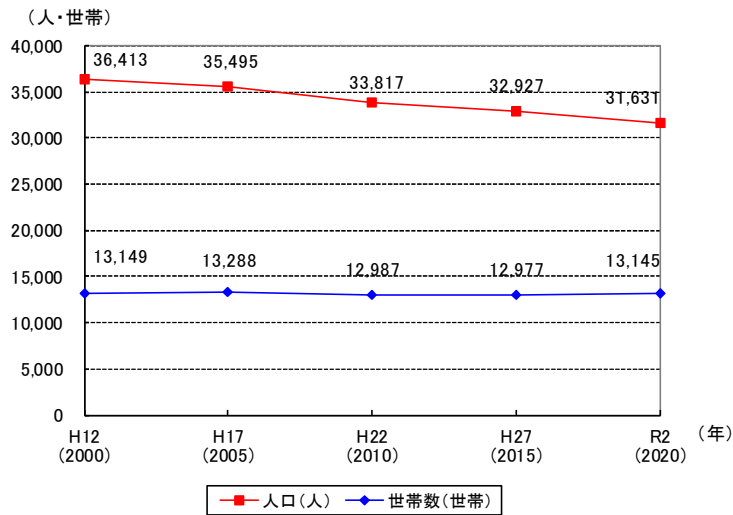
図 善通寺市位置図

第2章 善通寺市農業の現況と課題

(2) 人口・世帯数の動態

本市の人口は、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの20年間で、36,413人から31,631人へ13.1%の減少を示しています。

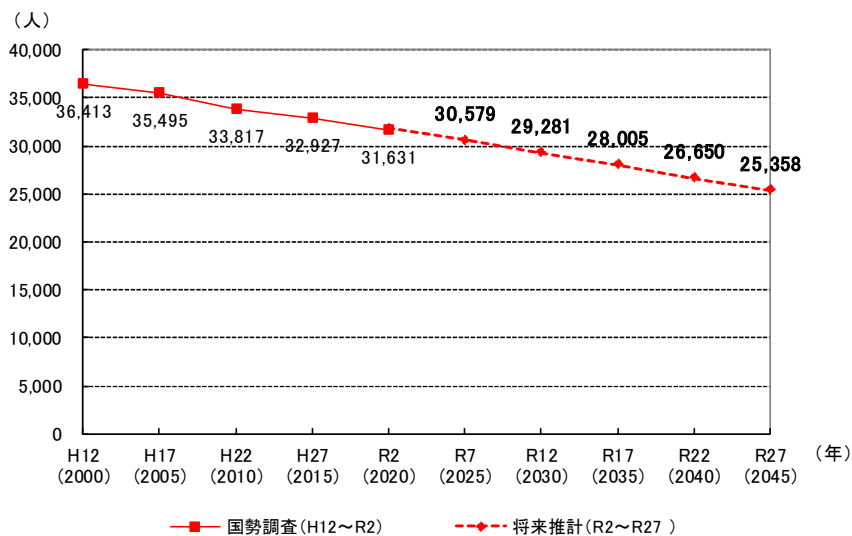
また、世帯数は、平成12(2000)年から令和2年(2020)までの20年間で、わずかな増減を示しながら13,149世帯から13,145世帯への変化に留まっています。



出典：国勢調査

図 人口・世帯数の推移

国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)によると、本市の将来推計人口は、今後も減少が続き、令和27(2045)年には、約25,000人になると想定されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所

日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)

図 将来推計人口

2-2 農業の現況

(1) 農業経営体

① 農業経営体

本市の農業経営体数（令和2（2020）年2月1日現在）は、665経営体で、5年前に比べて109経営体（14.1%）減少しています。

個人経営体については、643団体で、5年前に比べて117経営体（15.4%）減少しています。

団体経営体については、22経営体（22法人）で、5年前に比べて8団体（57.1%）増加しています。

農林業センサスの把握対象が「農家」から「農業経営体」へ改められた平成17（2005）年を100とすると、農業経営体数は50.0、個人経営体数は48.7、団体経営体数は244.4となります。

香川県全体をみても、ほぼ同様の増減傾向を示しています。団体経営体については、全県でも436経営体に限られるものですが、本市の増加傾向がより大きいことを示しています。

表 農業経営体数の推移

（単位：経営体）

経営体区分	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
善通寺市				
農業経営体	1,329	703	774	665
個人経営体	1,320	684	760	643
団体経営体	9	19	14	22
法人経営	7	12	13	22
香川県計				
農業経営体	31,765	25,449	20,814	16,459
個人経営体	31,515	25,131	20,472	16,023
団体経営体	250	318	342	436
法人経営	207	245	274	392

本表は、2005農林業センサスから2015年農林業センサスにおいて用いられた「家族経営体」と「組織経営体」という捉え方を「個人経営体」と「団体経営体」という捉え方に調整して計上しています。

出典：農林業センサス

第2章 善通寺市農業の現況と課題

表 農業経営体数の推移（平成17年を100とする場合）

経営体区分	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
善通寺市				
農業経営体	100.0	52.9	58.2	50.0
個人経営体	100.0	51.8	57.6	48.7
団体経営体	100.0	211.1	155.6	244.4
法人経営	100.0	171.4	185.7	314.3
香川県計				
農業経営体	100.0	80.1	65.5	51.8
個人経営体	100.0	79.7	65.0	50.8
団体経営体	100.0	127.2	136.8	174.4
法人経営	100.0	118.4	132.4	189.4

出典：農林業センサス

1. 農林業センサスにおける「農業経営体」とは

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数等が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15a
 - ② 施設野菜栽培面積 350㎡
 - ③ 果樹栽培面積 10a
 - ④ 露地花き栽培面積 10a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250㎡
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000羽
 - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

2. 農林業センサスにおける「個人経営体」とは

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

3. 農林業センサスにおける「団体経営体」とは

個人経営体以外の経営体をいう。

「農業経営体」という捉え方は、2005年農林業センサスから導入されたもので、2015年農林業センサスまでは、「家族経営体」と「組織経営体」に区分されていたが、2020年農林業センサスでは、「個人経営体」と「団体経営体」に改められた。

具体的には「農業経営を法人化している農家（一戸一人法人）」については、2015年農林業センサスまでは「家族経営体」に計上されていたが、2020年農林業センサスでは「団体経営体」に計上されている。時点間比較に際しては注意を要する。

② 個人経営体

本市の個人経営体について、香川県内市町と比較します。

表 主副業別個人経営体数

(単位：経営体)

市 町	計	主 業	準 主 業		副 業 的	
			65歳未満 の農業 専従者 がいる	65歳未満 の農業 専従者 がいる		
香川県計	16,023	1,752	1,438	1,826	611	12,445
高松市	3,632	313	238	386	134	2,933
丸亀市	1,511	156	119	197	61	1,158
坂出市	724	63	53	61	21	600
善通寺市	643	53	34	83	29	507
観音寺市	1,417	320	290	164	67	933
さぬき市	1,502	106	89	152	34	1,244
東かがわ市	764	91	78	66	26	607
三豊市	2,324	304	248	276	100	1,744
土庄町	137	28	26	9	5	100
小豆島町	129	21	17	14	4	94
三木町	748	73	60	81	27	594
直島町	-	-	-	-	-	-
宇多津町	46	5	5	8	3	33
綾川町	1,051	91	77	129	35	831
琴平町	94	20	19	12	4	62
多度津町	224	22	18	28	11	174
まんのう町	1,077	86	67	160	50	831

※主業経営体 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

※準主業経営体 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

※副業経営体 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

出典：2020年農林業センサス

第2章 善通寺市農業の現況と課題

これを百分率のグラフにしてみると、主業経営体については、本市は8.24%であり、さぬき市の7.06%、まんのう町の7.99%に次ぎ、県内3番目に低いことが分かります。

さらに、「65歳未満の農業専従者がいる」主業経営体の割合については、5.29%と県内で最も低くなっています。

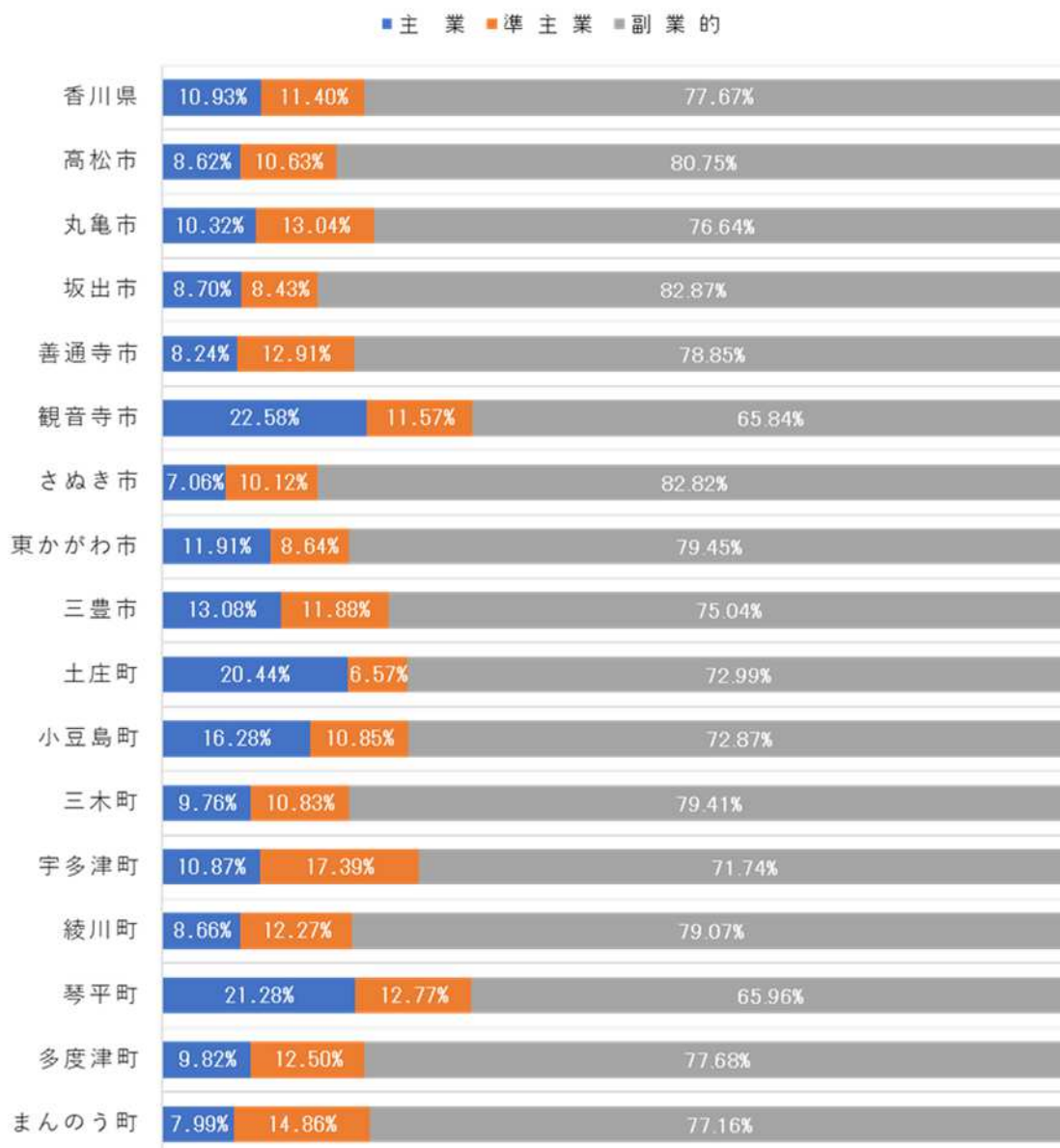


図 主業経営体、準主業経営体、副業的経営体の割合

表 主副業別個人経営体数（市町村別割合）

（単位：％）

市 町	主 業		準 主 業		副 業 的
		65歳未満 の農業 専従者 がいる		65歳未満 の農業 専従者 がいる	
香川県計	10.93%	8.97%	11.40%	3.81%	77.67%
高松市	8.62%	6.55%	10.63%	3.69%	80.75%
丸亀市	10.32%	7.88%	13.04%	4.04%	76.64%
坂出市	8.70%	7.32%	8.43%	2.90%	82.87%
善通寺市	8.24%	5.29%	12.91%	4.51%	78.85%
観音寺市	22.58%	20.47%	11.57%	4.73%	65.84%
さぬき市	7.06%	5.93%	10.12%	2.26%	82.82%
東かがわ市	11.91%	10.21%	8.64%	3.40%	79.45%
三豊市	13.08%	10.67%	11.88%	4.30%	75.04%
土庄町	20.44%	18.98%	6.57%	3.65%	72.99%
小豆島町	16.28%	13.18%	10.85%	3.10%	72.87%
三木町	9.76%	8.02%	10.83%	3.61%	79.41%
直島町	-	-	-	-	-
宇多津町	10.87%	10.87%	17.39%	6.52%	71.74%
綾川町	8.66%	7.33%	12.27%	3.33%	79.07%
琴平町	21.28%	20.21%	12.77%	4.26%	65.96%
多度津町	9.82%	8.04%	12.50%	4.91%	77.68%
まんのう町	7.99%	6.22%	14.86%	4.64%	77.16%

出典：2020年農林業センサス

○基幹的農業従事者の状況

基幹的農業従事者とは、「個人経営体において、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者」を指します。

本市の基幹的農業従事者(令和2(2020)年2月1日現在)は712人で、平成17(2005)年を100とすると70.6の水準にあります。香川県全体の基幹的農業従事者は18,190人で、平成17(2005)年に比べて65.4の水準にあります。

本市の基幹的農業従事者の減少は、香川県全体に比べて、いくらか緩やかです。

第2章 善通寺市農業の現況と課題

表 年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移

(単位：人)

自治体	男女計				
	計	15～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上
善通寺市					
H17(2005)年	1,008	22	168	551	267
H22(2010)年	942	23	69	519	331
H27(2015)年	794	20	90	447	237
R2(2020)年	712	15	50	370	277
香川県計					
H17(2005)年	27,829	603	4,574	14,943	7,709
H22(2010)年	25,650	582	3,161	12,632	9,275
H27(2015)年	23,892	541	2,124	12,096	9,131
R2(2020)年	18,190	417	1,512	9,130	7,131

出典：年農林業センサス

表 年齢階層別の基幹的農業従事者数の推移(平成17年を100とする場合)

自治体	男女計				
	計	15～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上
善通寺市					
H17(2005)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H22(2010)年	93.5	104.5	41.1	94.2	124.0
H27(2015)年	78.8	90.9	53.6	81.1	88.8
R2(2020)年	70.6	68.2	29.8	67.2	103.7
香川県計					
H17(2005)年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
H22(2010)年	92.2	96.5	69.1	84.5	120.3
H27(2015)年	85.9	89.7	46.4	80.9	118.4
R2(2020)年	65.4	69.2	33.1	61.1	92.5

出典：年農林業センサス

基幹的農業従事者の年齢構成を、本市と香川県全体とで比較すると、本市においては、40歳から59歳までの年齢層が若干低く、60歳から74歳までの年齢層が若干高いものですが、大きな差異はみられません。

表 年齢階層別の基幹的農業従事者の年齢構成(令和2(2020)年)

	合計	15～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上
善通寺市	712	15	50	370	277
		2.11%	7.02%	51.97%	38.90%
香川県計	18,190	417	1,512	9,130	7,131
		2.29%	8.31%	50.19%	39.20%

出典：2020年農林業センサス

③ 団体経営体

本市の団体経営体は、全て法人経営体であり、その内訳は、農事組合法人が11法人、株式会社が11法人、計22法人です。

また、本市の法人化率は3.31%であり、香川県全体の法人化率2.38%を上回ります。県内市町の法人化率をみると、法人化率の高い市町は、小豆島町(11.56%)、土庄町(6.12%)、多度津町(5.86%)、坂出市(4.61%)、本市(3.31%)の順で、法人化率の低い市町は、東かがわ市(1.65%)、高松市(1.68%)、さぬき市(1.76%)の順です。

表 組織形態別農業経営体数

(単位：経営体)

市 町	農業経営体数	法人化している		農事組合法人	会社				各種団体			地方公共団体・財産区	法人化していない	個人経営体	
		法人化率	農事組合法人		株式会社	合名・合資会社	合同会社	相互会社	農協	森林組合	その他の各種団体				その他の法人
香川県計	16,459	392	2.38%	131	219	5	4	-	28	-	-	5	-	16,067	16,023
高松市	3,700	62	1.68%	14	40	-	-	-	7	-	-	1	-	3,638	3,632
丸亀市	1,547	35	2.26%	23	12	-	-	-	-	-	-	-	-	1,512	1,511
坂出市	759	35	4.61%	10	22	1	-	-	2	-	-	-	-	724	724
善通寺市	665	22	3.31%	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	643	643
観音寺市	1,449	32	2.21%	4	25	-	-	-	3	-	-	-	-	1,417	1,417
さぬき市	1,537	27	1.76%	13	12	-	2	-	-	-	-	-	-	1,510	1,502
東かがわ市	787	13	1.65%	7	4	-	1	-	1	-	-	-	-	774	764
三豊市	2,376	44	1.85%	5	34	1	-	-	4	-	-	-	-	2,332	2,324
土庄町	147	9	6.12%	-	7	-	1	-	1	-	-	-	-	138	137
小豆島町	147	17	11.56%	-	12	-	-	-	2	-	-	3	-	130	129
三木町	769	19	2.47%	5	13	-	-	-	1	-	-	-	-	750	748
直島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宇多津町	47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	47	46
綾川町	1,083	31	2.86%	14	11	2	-	-	4	-	-	-	-	1,052	1,051
琴平町	100	3	3.00%	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	97	94
多度津町	239	14	5.86%	10	3	-	-	-	-	-	-	1	-	225	224
まんのう町	1,107	29	2.62%	13	12	1	-	-	3	-	-	-	-	1,078	1,077

出典：2020年農林業センサス

第2章 善通寺市農業の現況と課題

本市の団体経営体 22 経営体の役員・構成員（経営主を含む）は、118 人で、1 経営体平均 5.4 人の役員・構成員で運営されています。

香川県全体では、436 経営体が 2,678 人の役員・構成員により運営され、1 経営体平均 6.1 人で運営されています。

表 役員・構成員（経営主を含む）の状況

市町	計		男		女	
	実経営体数	人数	経営体数	人数	経営体数	人数
	経営体	人	経営体	人	経営体	人
善通寺市	22	118	21	95	13	23
香川県計	436	2,678	433	2,015	232	663

出典：2020年農林業センサス

本市の団体経営体の役員・構成員（経営主を含む）で、農業に 60 日以上従事した者の平均年齢は 58.9 歳、うち 150 日以上従事した者の平均年齢は 55.7 歳です。

香川県平均では、農業に 60 日以上従事した役員・構成員の平均年齢は 60.0 歳、150 日以上従事した者の平均年齢は 56.2 歳であり、本市の団体経営体の役員・構成員の平均年齢は、若干これを下回ります。

表 農業に 60 日以上従事した役員・構成員（経営主を含む）の平均年齢

（単位：歳）

市町	農業に60日以上従事					
	男女計の 平均年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢	150 日 以 上 従 事		
				男女計の 平均年齢	男の 平均年齢	女の 平均年齢
善通寺市	58.9	60.3	52.6	55.7	58.0	46.6
香川県平均	60.0	60.8	57.2	56.2	56.7	54.8

出典：2020年農林業センサス

(2) 経営耕地

① 経営耕地と農業経営体

本市の経営耕地面積（令和2（2020）年2月1日現在）は758haで、5年前に比べて5ha増加しています。一方、これを経営する農業経営体（実経営体）は665経営体で、5年前に比べて109経営体が減少しています。

○農業経営体当たりの経営耕地面積

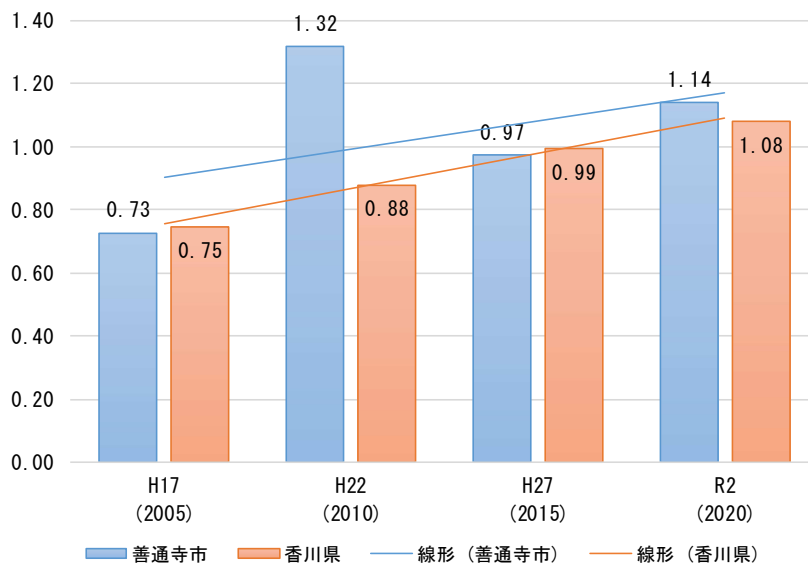
その結果、実経営体当たり経営耕地面積は1.14haとなり、5年前よりも0.17ha増加しています。

香川県全体では、実経営体当たり経営耕地面積は1.08haであり、本市が僅かに上回っています。

図表 農業経営体当たりの経営耕地面積

	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)
善通寺市				
経営耕地のある実経営体数（経営体）	1,329	700	774	665
経営耕地面積（ha）	965	921	753	758
実経営体あたり経営耕地面積（ha/経営体）	0.73	1.32	0.97	1.14
香川県計				
経営耕地のある実経営体数（経営体）	31,765	25,332	20,695	16,365
経営耕地面積（ha）	23,688	22,256	20,558	17,662
実経営体あたり経営耕地面積（ha/経営体）	0.75	0.88	0.99	1.08

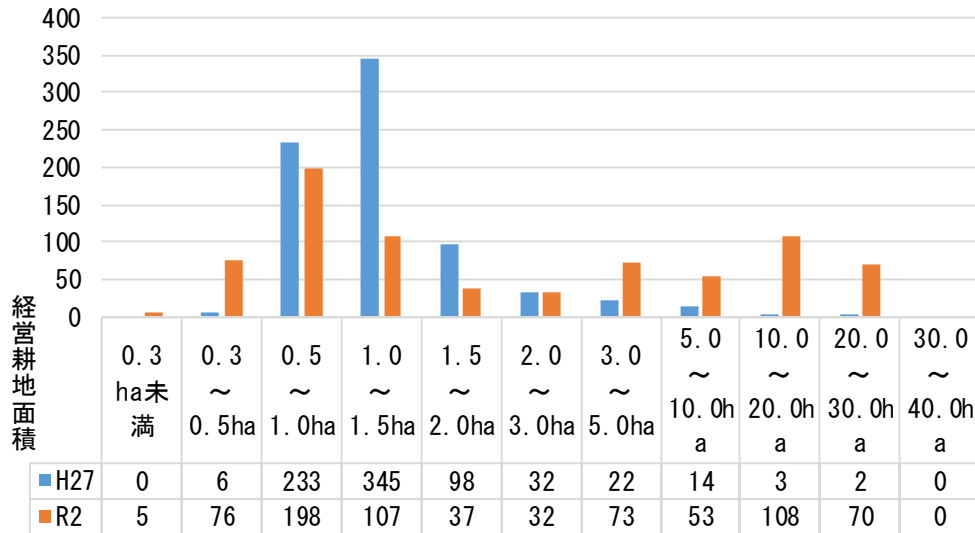
出典：農林業センサス



第2章 善通寺市農業の現況と課題

○経営耕地面積規模別面積

平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての経営耕地面積規模別面積の増減をみると、おおむね経営耕地面積規模2.0ha～3.0haを境として、面積規模の小さなものが減少し、面積規模の大きなものが増加しています。

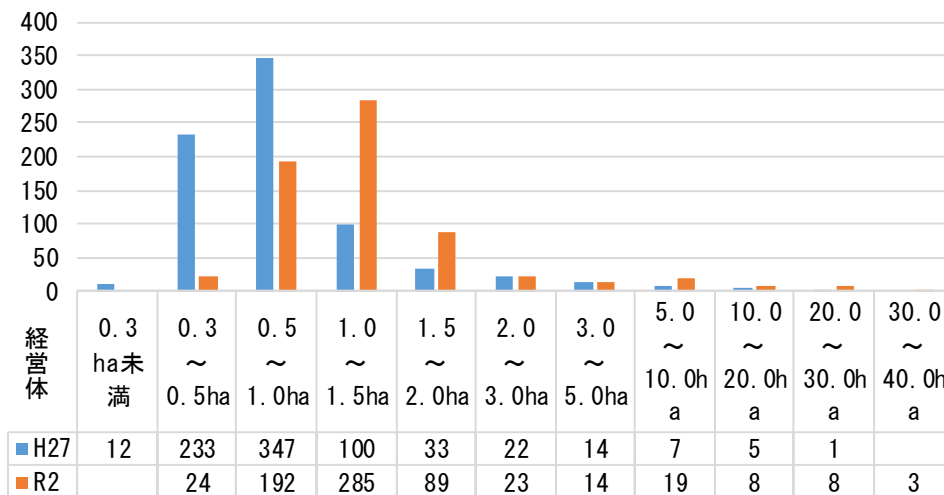


出典：農林業センサス

図 経営耕地面積規模別面積

○経営耕地面積規模別経営体数

同様に、平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての経営耕地面積規模別経営体数をみると、おおむね1haを境として、面積規模の小さな経営体が減少し、面積規模の大きな経営体が増加しています。



出典：農林業センサス

図 経営耕地面積規模別経営体数

○借入耕地面積

本市の経営耕地面積のうち借入耕地面積が占める割合は、758haのうち377haであり、49.7%にのぼります。

その内訳をみると、借入耕地面積377haのうち田が362ha(96.0%)を占め、田の面積671haのうち借入耕地面積が占める割合は53.9%にのぼります。

香川県全体の経営耕地面積(17,662ha)のうち借入耕地面積(6,969ha)が占める割合は39.5%であり、本市の経営耕地面積は借入耕地面積に占める割合が高いことを読み取ることができます。

表 耕地面積と借入面積の推移

	耕地面積			田			畑			樹園地		
	うち 借入面積 ha	借入 面積率		うち 借入面積 ha	借入 面積率		うち 借入面積 ha	借入 面積率		うち 借入面積 ha	借入 面積率	
善通寺市												
H17 (2005)	965	164	17.0%	825	160	19.4%	16	2	12.5%	124	3	2.4%
H22 (2010)	921	532	57.8%	806	516	64.0%	18	3	16.7%	98	6	6.1%
H27 (2015)	753	286	38.0%	661	280	42.4%	18	3	16.7%	73	3	4.1%
R2 (2020)	758	377	49.7%	671	362	53.9%	26	7	26.9%	62	8	12.9%
香川県計												
H17 (2005)	23,688	3,540	14.9%	19,819	3,278	16.5%	1,312	134	10.2%	2,557	127	5.0%
H22 (2010)	22,256	6,040	27.1%	18,910	5,721	30.3%	1,285	161	12.5%	2,061	158	7.7%
H27 (2015)	20,558	6,729	32.7%	17,733	6,362	35.9%	1,132	203	17.9%	1,692	164	9.7%
R2 (2020)	17,662	6,969	39.5%	14,919	6,253	41.9%	1,521	533	35.0%	1,221	183	15.0%

出典：農林業センサス

第2章 善通寺市農業の現況と課題

② 作付（栽培）面積

販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数と作付（栽培）面積は、次のとおりです。

表 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数と作付（栽培）面積

		善通寺市	香川県計	単位	
作付（栽培）実経営体数		616	14,830	経営体	
作付（栽培）面積		863	17,555	ha	
実経営体当たり作付面積		1.40	1.18	ha/経営体	
稲（飼料用を除く）	作付（栽培）実経営体数	520	12,686	経営体	
	作付（栽培）面積	376	9,268	ha	
麦類	作付（栽培）実経営体数	45	606	経営体	
	作付（栽培）面積	x	2,963	ha	
雑穀	作付（栽培）実経営体数	2	48	経営体	
	作付（栽培）面積	x	28	ha	
いも類	作付（栽培）実経営体数	8	234	経営体	
	作付（栽培）面積	x	70	ha	
豆類	作付（栽培）実経営体数	15	316	経営体	
	作付（栽培）面積	4	68	ha	
工芸農作物	作付（栽培）実経営体数	11	370	経営体	
	作付（栽培）面積	2	270	ha	
野菜類	作付（栽培）実経営体数		164	4,139	経営体
	作付（栽培）面積		208	3,370	ha
	露地	作付（栽培）実経営体	140	3,580	経営体
		作付（栽培）面積	202	3,211	ha
	施設	作付（栽培）実経営体	x	985	経営体
		作付（栽培）面積	x	159	ha
果樹類	作付（栽培）実経営体数		134	2,105	経営体
	作付（栽培）面積		57	1,086	ha
	露地	作付（栽培）実経営体	131	2,015	経営体
		作付（栽培）面積	56	1,050	ha
	施設	作付（栽培）実経営体	7	245	経営体
		作付（栽培）面積	1	36	ha
花き類・花木	作付（栽培）実経営体数		23	537	経営体
	作付（栽培）面積		x	205	ha
	露地	作付（栽培）実経営体	21	414	経営体
		作付（栽培）面積	4	142	ha
	施設	作付（栽培）実経営体	3	259	経営体
		作付（栽培）面積	x	63	ha
その他 （稲（飼料用）を含む）	作付（栽培）実経営体数		8	267	経営体
	作付（栽培）面積		4	228	ha
	露地	作付（栽培）実経営体	6	240	経営体
		作付（栽培）面積	x	220	ha
	施設	作付（栽培）実経営体	2	47	経営体
		作付（栽培）面積	x	8	ha

※ 「x」は、個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

出典：2020年農林業センサス

(3) 農業生産

① 農業産出額

本市の農業産出額（農林水産省推計）は、平成26（2014）年から平成28（2016）年にかけて22億8千万円から27億1千万円まで上昇したのち、減少傾向に転じ、令和3（2021）年では22億円まで減少しています。

香川県においても、おおむね同様の変動がみられますが、平成26（2014）年を100として回帰直線を描いてみると、本市の減少傾向が若干強いことが分かります。

表 市町村別農業産出額（推計）の推移

（単位：千万円）

	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
善通寺市	228	229	271	242	227	228	232	220
香川県計	7,371	7,900	8,754	8,128	7,954	7,811	7,878	7,688

※ 市町村別農業産出額（推計）は、都道府県別農業産出額（推計）について、市町村ごとに品目別の作付面積や飼養頭数で按分したものを合計したものです。また、実際の生産規模や売上高を示すものではありません。

出典：農林水産省大臣官房統計部「市町村別農業産出額（推計）」

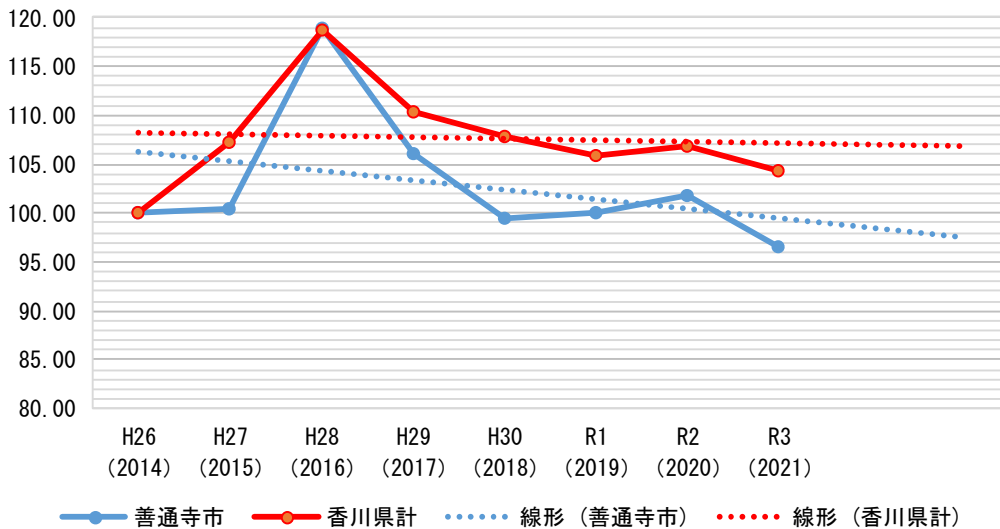


図 農業産出額の推移 (H26 (2014) を 100 とする場合)

第2章 善通寺市農業の現況と課題

② 詳細品目別農業産出額

農林水産省では「市町村別農業産出額（推計）データベース（詳細品目別）」を公開しています（H29～R3）。

表 詳細品目別農業産出額（推計）

（単位：千万円）

	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
米	51	52	49	51	43
麦類	1	2	3	2	1
雑穀	0	-	-	-	-
豆類	0	0	0	0	0
いも類	0	0	2	4	1
だいこん	1	1	0	0	0
にんじん	0	0	0	0	0
さといも	0	0	1	1	1
やまのいも	-	-	-	-	-
はくさい	0	0	0	0	0
キャベツ	6	4	2	2	2
ほうれんそう	0	0	0	0	0
レタス	35	25	23	18	20
ねぎ	30	31	24	24	22
たまねぎ	5	4	5	6	6
ブロッコリー	6	6	23	23	19
きゅうり	0	0	0	1	0
なす	2	2	1	1	1
トマト	5	5	9	9	8
ピーマン	0	0	0	0	0
いちご	4	5	x	x	x
メロン	-	-	-	-	-
すいか	1	1	1	1	1
みかん	14	15	12	14	12
ぶどう	x	x	0	0	0
日本なし	-	-	-	-	-
西洋なし	-	-	-	-	-
もも	x	x	0	0	0
おうとう	-	-	-	-	-
びわ	5	4	4	4	5
かき	0	0	0	0	0
くり	x	x	0	0	0
うめ	x	x	-	-	-
すもも	x	x	-	-	-
キウイフルーツ	14	11	14	16	17
花き	11	11	10	x	x
工芸作物	-	-	1	1	1
その他作物	3	3	x	x	x
畜産	16	16	11	10	11
加工農産物	-	-	-	-	-

「0」：単位に満たないもの（例：0.4 千万円 → 0 千万円）

「-」：事実のないもの

「x」：個人等の秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

出典：農林水産省大臣官房統計部

「市町村別農業産出額（推計）データベース（詳細品目別）」

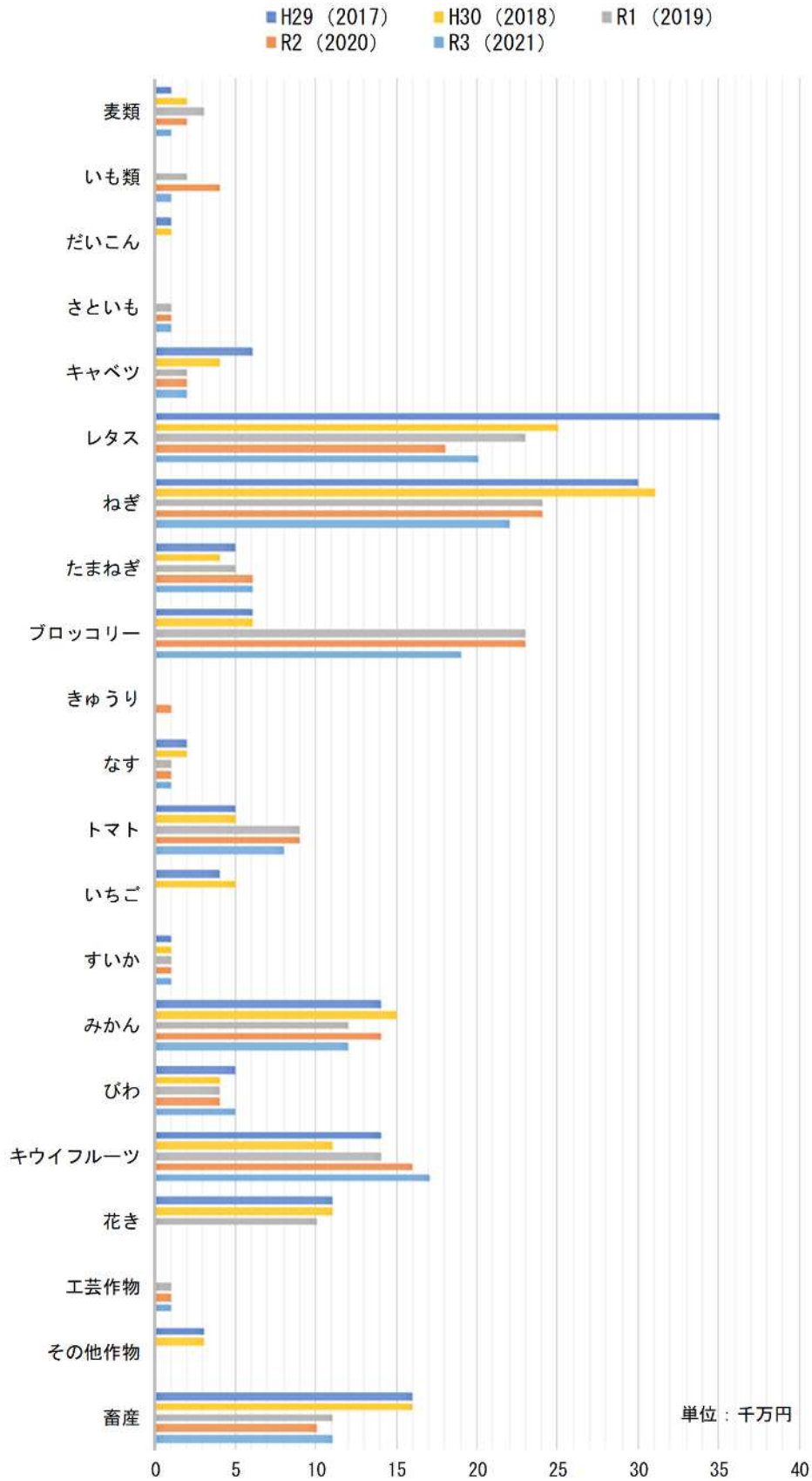


図 詳細品目別農業産出額（推計）の推移（米を除く表示単位以上のもの）

第2章 善通寺市農業の現況と課題

令和3（2021）年においては、県内1位のキウイフルーツは、産出額1億7千万円と推計され、全国順位は9位となっています。びわは、産出額5千万円、県内順位3位、全国順位15位となっています。すいかは、産出額1千万円、県内順位3位で変わりません。はだか麦については、農業産出額1千万円、県内順位3位、全国順位27位となっています。

令和3年 市町村別農業産出額（推計）データベース（詳細品目別）		農林水産省大臣官房統計部 令和5年3月24日 掲載	
年	都道府県名	市町村名	単位：産出額（1,000万円）
令和3年	香川	善通寺市	

区分	産出額 ①+②+③	稲		麦		雑穀		豆		いも		類	
		稲	雑穀	小麦	大麦	六条大麦	はだか麦	そば	大豆	小豆	いも	類	かんしょ
産出額	220	209	43	1	1	1	0	0	0	0	3	X	X
県内	10	8	10	8	9	3	5	2	2	2	4	3	6
全国	908	712	725	330	309	271	802	640	413	492	349	728	

【順位についての留意点】
市町村別算出額が「X」表示の品目についても、原数（100万円）により判定しています。

区分	計	野菜													
		だいこん	にんじん	さといも	やまのいも	はくさい	キャベツ	ほうれんそう	レタス	ねぎ	たまねぎ				
産出額	117	0	0	1	0	2	0	20	22	6	19	0	1	8	8
県内	8	10	9	8	3	6	11	3	2	3	6	10	6	6	8
全国	472	960	759	663	1029	411	895	58	126	125	54	1141	738	487	1181

区分	計	果												
		みかん	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	おうとう	びわ	かき	くり			
産出額	36	12	-	0	-	0	0	5	0	0	-	17	-	X
県内	6	5	13	13	7	3	8	5	5	5	1	1	9	
全国	366	135	770	770	336	15	490	685	9	9	779			

区分	計	工芸作物		畜産		加工農産物							
		さとうきび	茶(生葉)	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	鶏卵	プロイラー	その他畜産物	計	③	
産出額	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
県内	12	-	-	-	X	-	-	-	-	-	-	-	-
全国	678	-	-	-	591	-	-	-	-	-	-	-	-

区分	計	農作物		畜産		加工農産物	
		てんさい	ごんぱくいも	計	鶏卵	計	③
産出額	1	-	-	-	-	-	-
県内	12	-	-	-	-	-	-
全国	678	-	-	-	-	-	-

【利用上の注意】
市町村別農業産出額（推計）は、推計年の生産費集計（都道府県別）において推計した都道府県別農業産出額（品目別）を2020年農林業センサス又は推計年産作物統計調査を用いて市町村別に按分し作成しました。
このため、各市町村における農業産出額の実態が十分に反映されない場合がありますので留意下さい。具体的な推計方法は次のとおりです。
(算式)
市町村別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等 × 都道府県別農業産出額 × 都道府県別作付面積（飼養（出荷）頭羽数）等
なお、野菜・果物の品目については、農林業センサスにおいて路地又は施設で作付面積等が秘匿されている場合、公表されている路地又は施設のみすれか一方の作付面積を用いて推計しています。
詳細はこちら → [【市町村別農業産出額（推計）】\(農林水産省HPへリンク\)](#)

③ 特産品の動向

○ダイシモチ

ダイシモチは、本市内にある国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構西日本農業研究センター（当時 四国農業試験場）が平成9（1997）年に開発したもち麦です。本市で誕生したことから、弘法大師にちなんで「讃岐もち麦ダイシモチ」として商標登録を行いました。収穫時期の5月になると、その大きな特徴である紫色の穂が風にたなびき、畑一面が紫色に染まります。プチプチとした食感と優しい甘みがあり、ごはんに入れて炊くと鮮やかな紫色になります。ダイシモチ品種で初めて機能性表示食品として認定され、栄養価が優れた食品として好評を博し、都内の高級食料品店でも取り扱われています。

本市においても、麦の妖精である「むぎゅ〜ちゃん」を「善通寺市観光大使兼『讃岐もち麦ダイシモチ』公式キャラクター」として定め、ダイシモチのPRに努めるとともに、善通寺市讃岐もち麦ダイシモチ普及協会の支援等に努めています。



ダイシモチの収穫風景



紫色に実ったダイシモチ



むぎゅ〜ちゃん
善通寺市観光大使兼
『讃岐もち麦ダイシモチ』
公式キャラクター

第2章 善通寺市農業の現況と課題

○キウイフルーツ

本市の山間部を中心に、香川県オリジナル品種である「香緑」「さぬきゴールド」「香粋」など糖度の高いキウイフルーツが栽培されています。また、秀品・優品ランクで、平均糖度が一定の基準を満たしたものは「さぬき讃フルーツ」として販売されています。



キウイフルーツ（香緑）

香川県は、国内で唯一、キウイフルーツの袋掛け栽培により美しい外観に仕上げています。「香緑」をはじめ特に糖度の高いものは、さぬき特選「Kブランド産品」に認証されています。

○四角スイカ

温暖寡雨な気象の本市は、スイカ栽培に適しており、付加価値の高いスイカの生産を目的として、昭和50（1975）年に最初の四角スイカが誕生しました。



四角スイカ

四角スイカは、一般的な丸いスイカとは異なり、サイコロ状の四角い形をしたスイカです。外皮は、縞がほぼ垂直で整った縞模様で美しい外観を有しています。ユニークな四角い形や美しい外観が市場で評価され高価格で取引されています。国内需要だけでなく、海外にも輸出されています。

④ 集荷場の状況

本市における農産物の物流拠点であるJA香川県普通寺集荷場の集・出荷（粗生産額）の推移は、次表のとおりです。

表 JA香川県普通寺集荷場集荷分 取扱高の推移

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
米	米	272,750	408,000	412,177	243,103	216,304	204,865	212,908	166,567	165,164	
	麦	21,744	20,400	22,100	10,781	11,342	17,519	10,968	8,610	8,947	
	豆	3,573	3,170	1,056	1,256	1,003	55	1,759	1,062	169	
	野	たまねぎ	44,440	56,348	51,491	43,706	31,609	31,192	31,364	34,030	33,956
		レタス	286,710	302,496	258,612	237,809	129,043	169,544	128,590	139,819	169,061
		にんにく	58,502	64,735	74,054	60,350	46,771	47,695	65,078	54,220	44,302
		アスパラガス	70,909	77,630	73,665	56,923	55,334	50,369	45,495	44,970	40,444
		トマト	29,209	33,656	31,661	22,375	99,037	17,080	246,333	60,589	61,514
	菜	あおねぎ	291,607	306,010	315,000	250,859	259,561	230,392	209,339	207,530	192,607
		その他 （プロッコリー、 キャベツ含む。）	95,671	138,285	21,278	186,650	185,202	247,429	232,585	184,504	187,920
小計		877,048	979,160	825,761	858,672	806,557	793,701	958,784	725,662	729,804	
みかん		みかんは、JA香川県三豊みかん協同選果場で集荷されるため、本表には計上されていない。									
果樹	キウイフルーツ	76,692	85,174	81,690	16,419	19,855	20,469	25,649	30,339	32,265	
	びわ	13,042	20,130	21,260	26,904	19,978	23,418	26,334	26,767	14,083	
	小計	89,734	105,304	102,950	43,323	39,833	43,887	51,983	57,106	46,348	
合計	1,264,849	1,516,034	1,364,044	1,157,135	1,075,039	1,060,027	1,236,402	959,007	950,432		

※ 本表は、JA香川県普通寺集荷場へ出荷されているものを集計したものであり、普通寺市外から集荷されたものを含む。

JA香川県普通寺集荷場調べ

第2章 善通寺市農業の現況と課題

(4) 農業の経営

① 農産物の出荷先

本市の農産物の出荷先については、JAへ出荷する経営体が83.0%あり、次いで、消費者に直接販売する経営体が11.4%、JA以外の集出荷団体に出荷する経営体が5.9%、卸売市場へ出荷する経営体が5.6%です。

香川県全体では、JAへ出荷する経営体が72.5%あり、次いで、消費者に直接販売する経営体が17.4%、卸売市場へ出荷する経営体が7.0%、小売業者へ出荷する経営体が5.3%です。

表 農産物出荷先別経営体数

		善通寺市		香川県計	
		経営体数	割合	経営体数	割合
販売のあった実経営体		616	92.6%	14,622	88.8%
農産物の出荷先別（*）	農協	552	83.0%	11,941	72.5%
	農協以外の集出荷団体	39	5.9%	773	4.7%
	卸売市場	37	5.6%	1,150	7.0%
	小売業者	29	4.4%	868	5.3%
	食品製造業・外食産業	12	1.8%	335	2.0%
	消費者に直接販売	76	11.4%	2,856	17.4%
	自営の農産物直売所	9	1.4%	334	2.0%
	その他の農産物直売所	39	5.9%	1,191	7.2%
	インターネット	1	0.2%	113	0.7%
	その他の方法	29	4.4%	1,420	8.6%
その他		20	3.0%	1,033	6.3%
販売のなかった実経営体		49	7.4%	1,837	11.2%
計		665	100.0%	16,459	100.0%

※ 出荷先は重複することがあり、「販売のあった実経営体数」と農産物の出荷先別の合計は一致しません。

2020年農林業センサス

② 後継者の確保

本市の農業経営体（665経営体）のうち、「5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している」経営体が31.4%、「5年以内に引き継がない」経営体が9.0%、「後継者を確保していない」経営体が59.5%です。

香川県全体と比較すると、「後継者を確保していない」経営体が7.5%少なく、「5年以内に農業を引き継ぐ者を確保している」経営体が2.6%多くなっています。

表 5年以内の後継者の確保状況別経営体数

単位：経営体

	計	5年以内に農業を引き継ぐ後継者を確保している				5年以内に農業経営を引き継がない	確保していない
		小計	親族	親族以外の経営内部の人材	経営外部の人材		
善通寺市	665	209	200	7	2	60	396
		31.4%	30.1%	1.1%	0.3%	9.0%	59.5%
香川県計	16,459	4,738	4,625	86	27	689	11,032
		28.8%	28.1%	0.5%	0.2%	4.2%	67.0%

出典：2020年農林業センサス

第2章 善通寺市農業の現況と課題

③ 新たな取組み

○農業生産関連事業

本市では、農業生産関連事業を行っている実経営体は、わずか 3.2%です。事業内容をみると、「小売業」が 2.6%、「農産物の加工」が 0.6%、「再生可能エネルギー発電」「その他」が 0.2%です。

香川県全体では、農業生産関連事業を行っている実経営体は 6.8%で、事業内容別にみると、「小売業」が 5.2%、「農産物の加工」が 1.6%、「その他」が 0.4%、「再生可能エネルギー発電」「農家レストラン」が 0.1%です。

香川県全体の数字と比較すると、おおむね県の数字を下回りますが、「再生可能エネルギー発電」のみ 0.1%多くなっています。

表 農業生産関連事業を行っている実経営体数

(単位：経営体)

	実経営体数	農業生産関連事業を行っている	事業内容										農業生産関連事業を行っていない	
			農産物の加工	小売業	消費者に直接販売	貸農園・体験農園等	観光農園	農家民宿	農家レストラン	海外への輸出	再生可能エネルギー発電	その他		
善通寺市	665	21	4	17	…	-	-	-	-	-	-	1	1	644
		3.2%	0.6%	2.6%	…	-	-	-	-	-	-	0.2%	0.2%	96.8%
香川県計	16,459	1,112	262	856	…	6	7	2	15	5	18	64	15,347	
		6.8%	1.6%	5.2%	…	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.1%	0.4%	93.2%	

出典：2020年農林業センサス

○青色申告

青色申告している経営体は、全体の24.7%です。

表 青色申告している経営体数

(単位：経営体)

	経営体数	青色申告を行っている	帳簿			青色申告を行っていない
			正規の簿記	簡易簿記	現金主義	
善通寺市	665	164	121	35	8	501
		24.7%	18.2%	5.3%	1.2%	75.3%
香川県計	16,459	3,772	2,478	958	336	12,687
		22.9%	15.1%	5.8%	2.0%	77.1%

出典：2020年農林業センサス

○データ活用

農業にデータを活用している経営体は、全体の9.6%です。

表 データを活用している経営体数

(単位：経営体)

	経営体数	データを活用している	活用形態			データを活用していない
			データを取得して活用	データを取得・記録して活用	データを取得・分析して活用	
善通寺市	665	64	38	24	2	601
		9.6%	5.7%	3.6%	0.3%	90.4%
香川県計	16,459	1,769	1,048	590	131	14,690
		10.7%	6.4%	3.6%	0.8%	89.3%

出典：2020年農林業センサス

2-3 地区別の現況

本市を7つの地区に分け、各地区の農業の特徴について整理しました。



図 地区の分割図




(1) 筆岡地区

  	
町名	中村町、弘田町
経営耕地面積※1	193ha
農業経営体数※1	R2 : 120 経営体 H27 : 142 経営体
認定農業者※2	15 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 14 (市外1含む)、団体経営体 (法人) 1
主な作物	米、麦、レタス、四角スイカ、スイートコーン
主な農業生産基盤整備	—
主な農用地保全整備	ため池整備 瓢箪池 (H15) 瓢箪池 (H16)、瓢箪池 2号 (H16)
主な環境整備	水辺環境整備 蛭子湧 (出水) (H18) 瓢箪池 (H15)
地区の現状	レタス作りに土地風土が適していたことから、レタス作りが盛んに行われるようになったレタス栽培発祥の地です。近年、農業者の高齢化に伴い、定植機や自動包装機などの導入によって作業の省力化が図られていますが、栽培面積は減少傾向にあります。 また、四角スイカの栽培の中心地区です。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

(2) 上郷地区

			
			
町名	善通寺町		
経営耕地面積※1	161ha		
農業経営体数※1	R2 : 96 経営体 H27 : 108 経営体		
認定農業者※2	8 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 7 (市外1含む)、団体経営体 (法人) 1		
主な作物	米、麦 (ダイシモチ含む)、みかん、採種たまねぎ、キウイフルーツ、にんにく		
主な農業生産基盤整備	県営畑地帯総合土地改良事業	灌水、防除共同利用施設	
	ほ場整備	上郷西部地区 (23.2ha)、北原地区 (18.0ha)、池下地区 (7.6ha)	
主な農用地保全整備	ため池整備	古池 (H14)、西谷池 (H14)、東谷下池 (H15)、菖蒲池 (H16)、恵池 (H17)、下川池 (H18)、東砂池 (H18)	
		善通寺大池 (H18)	
主な環境整備	水辺環境整備	善通寺大池 (H18)	
地区の現状	昭和 59 年頃からほ場整備が盛んに行われ、水田の約 3 分の 2 が完了しています。そのため、農業用機械の大型化が比較的進んだ地域です。農作物は水田地帯では米、麦 (ダイシモチ含む)、にんにく、たまねぎ、山間部ではみかん、キウイフルーツなどの栽培が盛んな地域です。また、ネギ、採種たまねぎなどの栽培も盛んに行われています。		

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数 (他の地区と重複する場合がある)

(3) 吉田地区

	
町名	上吉田町、下吉田町、稲木町
経営耕地面積※1	109ha
農業経営体数※1	R2 : 61 経営体 H27 : 79 経営体
認定農業者※2	7 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体6 (市外4含む)、団体経営体 (法人) 1
主な作物	米、麦、にんにく、ネギ、スイートコーン
主な農業生産基盤整備	
主な農用地保全整備	ため池改修 三八池 (H18) 前池 (R3)
主な環境整備	水辺環境整備 榎之木湧 (出水) (H19、20)
地区の現状	かつては米、麦、レタス、にんにくなどの栽培が盛んに行われており、近年ではスイートコーンの栽培面積が増加していますが、市街地に近いこともあって農地の宅地転用が進み、農地が減少傾向にあります。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

(4) 与北地区

町名	与北町
経営耕地面積 ^{※1}	165ha
農業経営体数 ^{※1}	R2 : 61 経営体 H27 : 76 経営体
認定農業者 ^{※2}	15 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 10 (市外2含む)、 団体経営体 (法人) 5 (市外1含む)
主な作物	米、麦、たまねぎ、ネギ、にんにく、レタス (サニーレタス含む)、 オクラ、ブロッコリー、スイートコーン、畜産物
主な農業生産基盤整備	河川応急 転倒堰 一式
主な農用地保全整備	ため池整備 谷内池 (H14) 谷内上池 (H18)
主な環境整備	水辺環境整備 谷内池 (H14)、中出水 (H17)
地区の現状	本市のなかで、経営体当たりの経営耕地面積が最も大きい地区です。 農作物は米、麦のほか、たまねぎ、にんにくの栽培が盛んに行われていましたが、近年ではたまねぎ、にんにくは減少し、レタス類を中心に、春夏作でスイートコーン、オクラ、秋冬作でブロッコリーなどの栽培が盛んに行われるようになってきています。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

(5) 麻野地区

	
町名	櫛梨町、生野町、大麻町、生野本町
経営耕地面積 ^{※1}	199ha
農業経営体数 ^{※1}	R2 : 88 経営体 H27 : 101 経営体
認定農業者 ^{※2}	14 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 8 (市外 2 含む)、団体経営体 (法人) 6
主な作物	米、麦、たまねぎ、にんにく、ネギ、スイートコーン、ブロッコリー
主な農業生産基盤整備	ほ場整備 櫛梨地区 (5.7ha)、栗野地区 (3.1ha)、 下川原地区 (4.7ha)、下新田地区 (3.1ha)
主な農用地保全整備	ため池整備 栗野池 (H15)、熊ヶ池 (H16) 総壇池 (H16)
主な環境整備	水辺環境整備 地蔵池 (H16) 壱岐の湧 (出水) (H14)
地区の現状	水田地帯の一部ではほ場整備も完了し、米・麦を中心にたまねぎ、にんにくの栽培が盛んに行われてきましたが、近年はたまねぎ、にんにくの栽培は減少傾向にあり、代わってスイートコーン、ブロッコリーなどの栽培が盛んになってきています。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

(6) 龍川地区

  	
町名	金蔵寺町、原田町、木徳町
経営耕地面積※1	188ha
農業経営体数※1	R2 : 131 経営体 H27 : 149 経営体
認定農業者※2	15 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 10 (市外2含む)、団体経営体 (法人) 5
主な作物	米、麦、ミニトマト、アスパラガス、ブロッコリー、畜産物
主な農業生産基盤整備	ほ場整備 五条地区 (2.7ha)
主な農用地保全整備	国営農地防災 宮池 (H18)、道池 (H18)
主な環境整備	水辺環境整備 宮池 (H19)、道池 (H19)
地区の現状	本市のなかで、農業経営体数が最も多く、経営体当たりの経営耕地面積が最も小さい地区です。 農作物は、米、麦のほかミニトマト、アスパラガス、ブロッコリーなどの栽培が盛んで、特にミニトマトとアスパラガスなどの施設野菜栽培は市内で最も進んでいます。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

(7) 吉原地区

  	
町名	吉原町、碑殿町
経営耕地面積 ^{※1}	215ha
農業経営体数 ^{※1}	R2 : 108 経営体 H27 : 117 経営体
認定農業者 ^{※2}	10 経営体 (R5.9.1 現在) 内訳 個人経営体 6、団体経営体 (法人) 4
主な作物	米、麦、たまねぎ、みかん、びわ、キウイフルーツ
主な農業生産基盤整備	ほ場整備 西碑殿地区 (3.7ha)、矢ノ塚地区 (4.7ha) 三井之江地区 (4.9ha)、曼荼羅寺地区 (2.4ha)、曼荼羅寺 2 団地地区 (3.0ha)、曼荼羅寺 2 団地 2 地区 (5.4ha)、曼荼羅寺 2 団地 3 地区 (2.3ha)
主な農用地保全整備	ため池整備 大塚池 (H14、H15)、吉原大池 (H17)、花籠池 (H18)、出釈迦上池 (H18、H19)、上池 (H18)、上川池 (H19)
主な環境整備	水辺環境整備 吉原大池 (H19、H20)、大塚池 (H16)
地区の現状	傾斜地では樹園地が広がり、みかん、びわ、キウイフルーツが栽培されています。また、平地部では米、麦のほか、たまねぎなどの露地野菜が栽培されています。

※1 出典：農林業センサス

※2 この地区で営農する認定農業者数
(他の地区と重複する場合があります)

2-4 農業施策の評価

第3次計画における重点施策指標の評価は、以下のとおりです。

単位施策	指標	基準値	目標値 (R2)	実績値 (R2)	評価
1-1 (1) 善通寺ブランドの育成	近畿中国四国農業研究センターとの協議回数	—	1回程度/年	2回/年	
1-1 (3) 加工用作物の栽培推進	ダイシモチ麦の作付面積	20ha (H27)	40ha	38ha (R4:28ha)*5	
1-2 (1) 企業・法人等との連携	農商工連携に向けた商工会議所との協議回数	—	2回程度/年	0回/年	*6
1-3 (1) 新たな市場の開拓	海外輸出・販売セミナー、商談会開催情報の提供	—	2回程度/年	0回/年	
1-4 (3) 学校給食における地元農産物の活用	学校給食における香川県内産の食材使用率	34.6% (H25)	40.0%	29.3% (R4:48.2%)	
1-5 (1) 農業基盤整備(ほ場整備)の促進	小規模ほ場整備意向調査回数	94.5ha*1 (H26)	1回/年	0回/年	*6
2-1 (1) 認定農業者の育成支援	認定農業者向けの利用制度等の説明会開催数	56団体*2 (H26)	1回/年	0回/年	
2-2 (1) 新規就農者農業技術研修の充実	新規就農者技術研修会の開催	1名*3 (H26)	2回程度/年	2回/年	
2-2 (2) 新規就農者育成塾の充実	農業塾「ゆめ楽農支援塾」の開催数	29回 (H26)	30回	26回 (R4:29回)	
3-4 (2) 遊休農地の利用促進	遊休農地解消に向けた意向調査回数	1回/年 (H26:18ha*4)	1回/年	1回/年 (R2:20ha)	
3-5 (2) 農業施設等の保全	農地多面的機能保全管理事業を活用した活動組織数	24団体 (H26)	30団体	25団体	
3-5 (3) 鳥獣被害対策の推進	地元猟友会会員数	21名 (H26)	30名	35名	

注：*1～4は参考値である。*1：ほ場整備済面積、*2：認定農業者数、*3：新規就農者数、*4：遊休農地面積。

凡例：➡目標値を達成している、➡➡目標値に達していないが、基準値より進展している、

➡➡➡目標値を達成しておらず、基準値から減少または変わらない状況にある

*5：市場流通量を考慮し、生産調整により作付面積を制限している。

*6：新型コロナウイルス感染症等のリスク回避のためイベントを実施していない。

2-5 善通寺市農業の問題点

(1) 農業従事者の高齢化と後継者不足

- ・令和5(2023)年8月に実施した農業・農村振興に関するアンケート調査結果(以下「アンケート調査結果」という。)によると、本市における農業従事者の年齢層は、「65歳～70歳未満」と「70歳以上」とで65.2%を占めており、平成26(2014)年のアンケートと比較して12.4ポイント増加しています。
- ・跡継ぎについては、58.6%の方が「跡継ぎがいる」(「同居している」と「いるが、別居している」の合計)と回答していますが、その内、既に作業を行っている方は5.2%であり、52.2%の方は「わからない」「引き継がない」と回答しており、後継者がいない状況といえます。

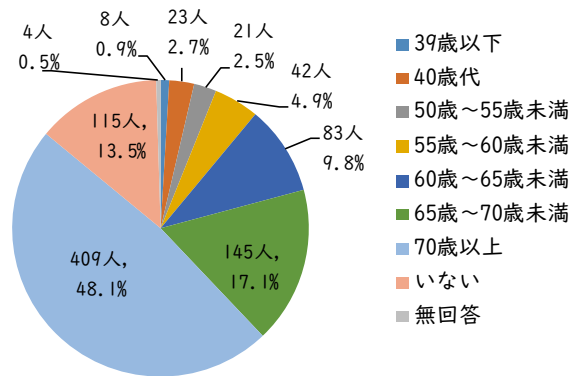


図 農業従事者の年齢層

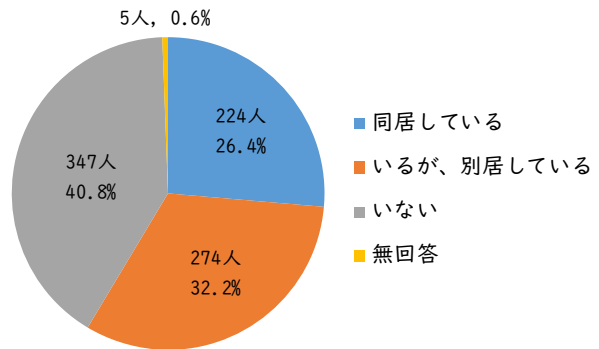


図 跡継ぎの有無

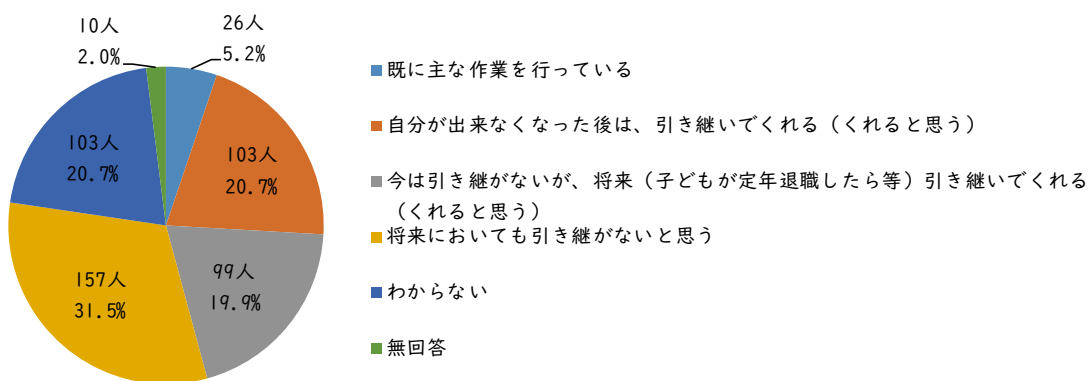


図 後継者の可能性

第2章 善通寺市農業の現況と課題

(2) 農業所得、営農意欲の低下

- ・ 農業経営体数の減少傾向が続
き、副業的経営体が総経営体
数の78.8%を占めています。
- ・ アンケート調査結果では、農
業経営上の課題の第1位とし
て農業所得の減少があげら
れ、前述の後継者が不足して
いる背景には、生活する上で
安定した収入が得られないと
いったことが考えられます。
- ・ その要因として、農業に必要
な経費が高額になっていると
ともに、本市の主な農産物で
ある米の取引価格が低迷して
いることがあげられます。
- ・ そのため、農業経営を「縮小・やめたい」と考えている方は41.6%で、反対に「農業所得を増加させたい」と考えている方は、僅か14.6%程度となっており、営農意欲の低下につながっています。

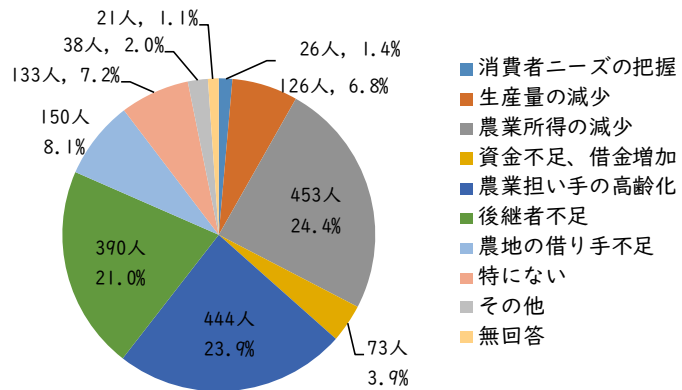


図 農業経営上の課題

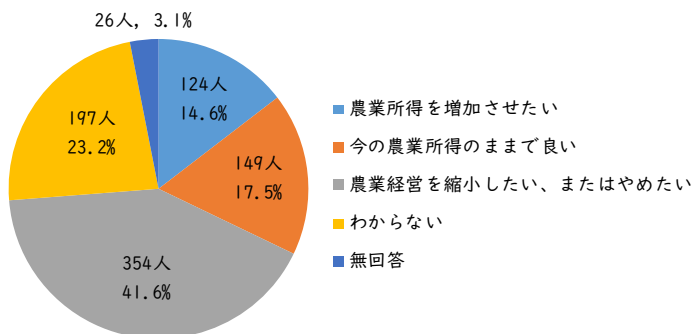


図 農業所得の増加意思

(3) 担い手の育成、農地集積・集約化の停滞

- ・ 市全体の経営体当たりの農地の規模は、0.5ha未満が52.0%を占めています。
- ・ アンケート調査結果では、団体等に属せずに個人・家族で農業に従事している方が79.4%となっており、小規模な個人経営体が多いのが現状です。
- ・ 農業の法人化については、22.8%の方が「わからない」、38.8%の方が「考えていない」と回答しており、前回調査と比べると、法人化の認知度は向上していますが、法人化に対しては消極的に考える方が多いといえます。

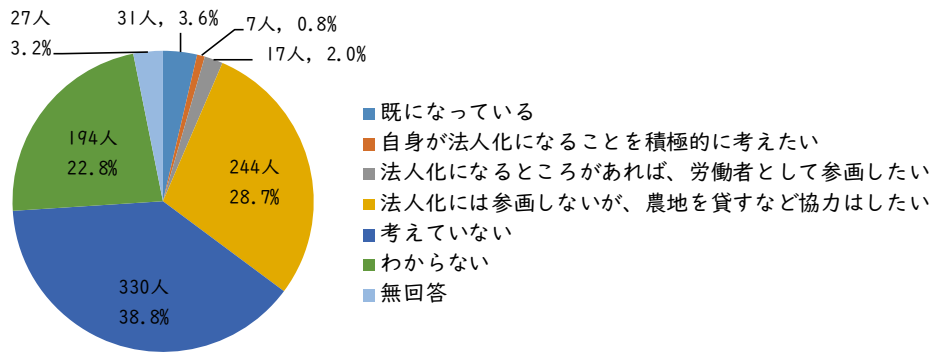


図 農業の法人化について

- ・農地の貸付け、売買については、「すぐにでも貸付け」「売却したい」と考えている方は28.2%、「農業ができなくなった時に検討する」と考えている方が41.2%となっており、現状と同様の個人で小規模な農業をできるだけ続けていきたいと考える方が多いといえます。

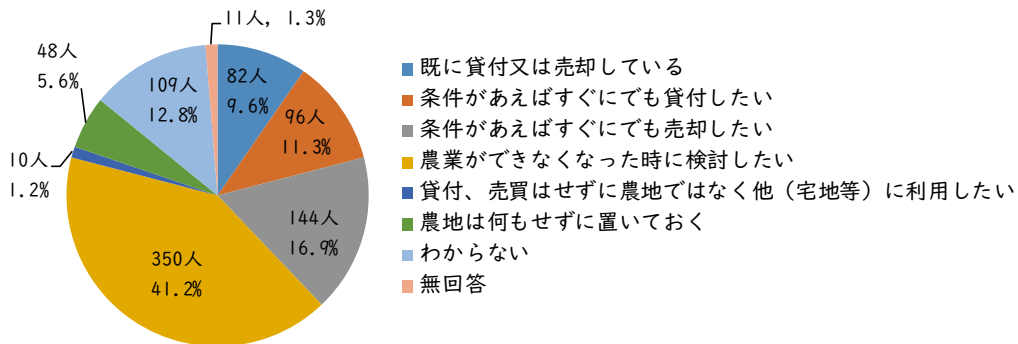


図 農地の貸付け、売買の意思

(4) 耕作放棄地、鳥獣被害等の増加

- ・本市の耕作放棄地は増加傾向にあって平成27(2015)年に189haとなり、経営耕地面積(752ha)と合わせた本市の耕地全体(941ha)の約20%となっています。耕作放棄地の増加は、病虫害や鳥獣被害の発生、雑草の繁茂等の影響が考えられるとともに、長年、耕作放棄地となった土地は農地に戻すことが困難となることが懸念されます。
- ・カラスやイノシシなどによる鳥獣被害が増加しており、本市においても防護柵の設置や捕獲檻の購入・設置等の鳥獣被害対策を実施する事業者に対して、補助を行ってきました。
- ・アンケート調査結果によると、おり・わな等による鳥獣の捕獲や柵等の設置により被害が減少したと回答した方が10.6%にとどまり、鳥獣対策を実施したにもかかわらず被害を受けている方や対策を行っておらずに被害を受けている方は18.9%となってい

第2章 善通寺市農業の現況と課題

ます。

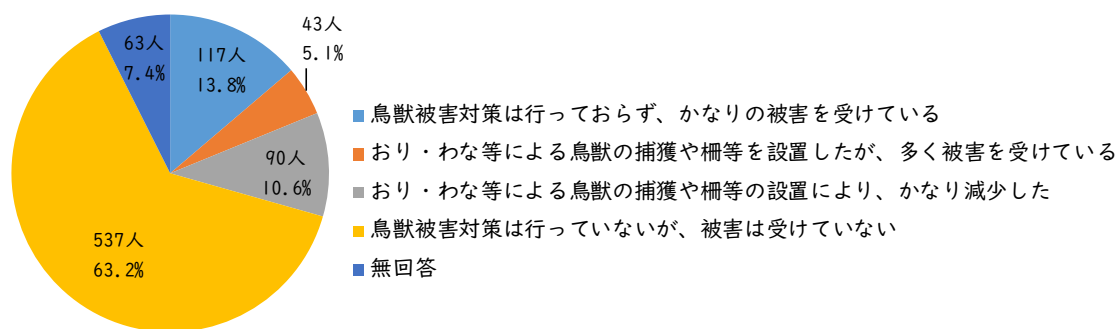


図 鳥獣被害の状況

(5) 農業基盤整備等の対応

- ・良好な営農条件の確保をするためには、農業生産基盤の保全管理・整備が重要です。しかしながら、本市は小規模な農地が多いことに加え、農地が分散保有となっていることから、未整備の農地が多いのが現状です。

2-6 農業を取り巻く社会情勢

(1) 持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- ・香川県では、農業者の高齢化や減少、消費者である県人口の減少により、労働力不足や生産・消費の縮小、農村地域におけるコミュニティの活力低下など、地域経済や市民生活への影響が懸念されています。
- ・地域農業の生産基盤を維持し、持続可能なものとしていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体等の担い手の育成・確保が重要です。
- ・平成25(2013)年の「農地中間管理事業の推進に関する法律」の制定に伴い、農地の貸付けや農地を買入れて売買する農地中間管理機構が設置され、担い手への農地集積・集約化を進めています。
- ・さらに、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和4(2022)年5月20日に成立し、令和5(2023)年4月1日に施行されたことに伴い、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等に向けた取組みを加速化させることが求められています。

(2) 農村の住環境の保全

- ・人口減少、少子高齢化が進展するなか、農村部では特にその傾向が顕著であることから、集落機能の低下、生活インフラの脆弱化などが懸念されています。その一方で、地方移住への関心の高まりや田園回帰の動きが広がり、定住人口や交流人口、さらには都市部に住みながら、農村地域と継続的に多様な形で関わる「関係人口」と呼ばれる人たちも増加しており、暮らしや働く場所として農村の持つ価値や魅力が再認識されています。
- ・野生鳥獣による農作物被害は増加しており、中山間地域を中心に、鳥獣被害防止対策は依然として高いニーズを示しています。今後も広域的で横断的な連携強化により対策を充実して鳥獣被害の軽減を図るとともに、捕獲鳥獣については、食肉利用等の幅広い活用方策を検討して有効活用を促進するとともに、地域における対策の指導者や捕獲の担い手の育成・確保を図るなど持続的な捕獲体制の確立が求められています。

(3) デジタル技術・先端技術の進展

- ・人口減少社会の進行により、産業の競争力や地域活力の低下が懸念されるなか、ロボット、AI、IoTなどのデジタル技術が急速に発展しており、国はデジタル化が進んだ社会像である「Society5.0」の実現を推進しています。
- ・デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が極めて重要となっており、省力・効率化技術を現場に取り入れることで、労働力不足への対応や経営規模に応じた農業生産の安定化を図ることが求められています。

(4) 脱炭素化の推進

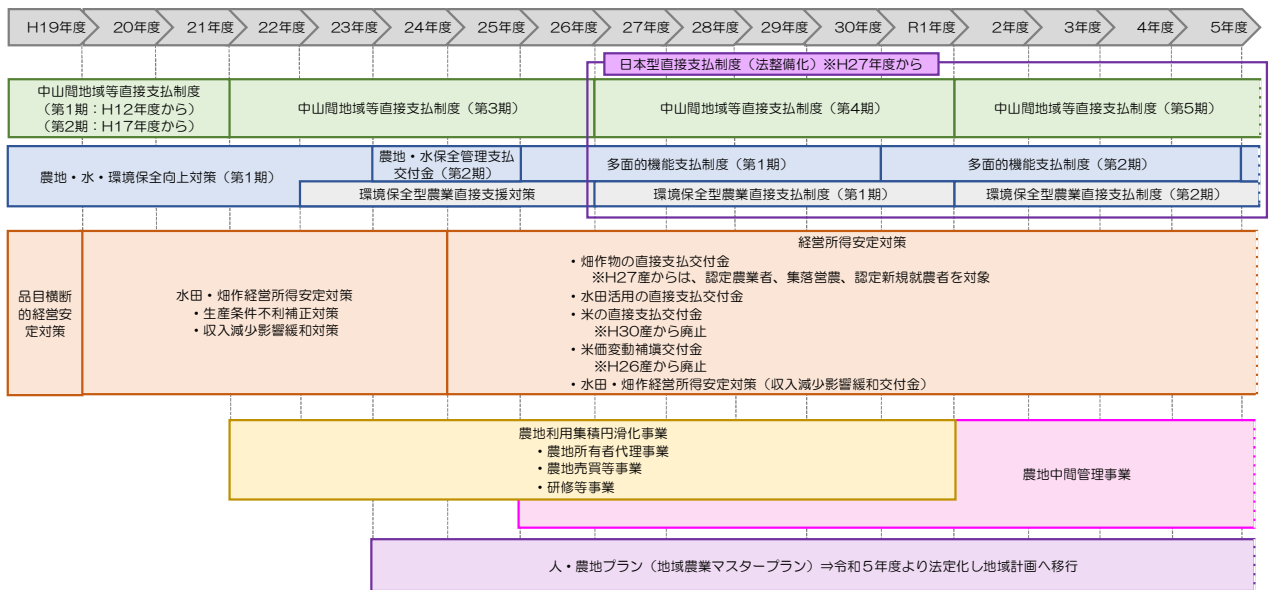
- ・近年、食料の安定供給や農業の持続的発展、地球環境の両立が指摘されているなか、農産物の収量減少や品質低下など、温暖化による生産現場への影響が深刻化しており、生産活動において環境負荷の軽減を図ることが求められています。
- ・こうした状況を踏まえ、国においては2050年までの温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を目指し、農林水産業の持続的発展と生産力の向上を技術革新で実現させるための中・長期的な方針として「みどりの食料システム戦略」を策定しました。
- ・このため、従来から取り組んできたICTを活用した環境制御システムの導入や省エネルギー機器の導入に加え、ため池等での太陽光発電による再生可能エネルギーの利用や、麦わら・稲わら・もみ殻など有機物のすき込みや堆肥化による土壌への炭素貯留といった新たな取組みについても調査・検討を進め、温室効果ガスの排出削減と吸収による緩和策を推進する必要があります。

(5) 頻発化・激甚化する自然災害等のリスクへの備え

- ・地球温暖化による気候変動により、記録的な豪雨や台風の頻発化・激甚化など自然災害のリスクが高まっており、ため池の防災・減災対策などを推進する必要があります。
- ・また、令和2（2020）年に県内で多発した高病原性鳥インフルエンザなどの家畜・家禽等の伝染病を含め、農業の持続性を脅かすリスクに備えたセーフティネット対策が求められています。

(6) 農業施策の変遷

- ・旧農業基本法は、昭和36年に社会経済の動向や見通しを踏まえて、我が国の農業の向かうべき道すじを明らかにするものとして制定されました。
- ・しかしながら、社会が急速な経済成長、国際化の著しい進展等により大きな変化を遂げるなかで、食料・農業・農村をめぐる状況は大きく変化し、「食料自給率の低下」「農業者の高齢化・農地面積の減少」「農村の活力の低下」といった課題も抱えるようになったことから、新たに「食料の安定供給の確保」「多面的機能の十分な発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」を目標とした「食料・農業・農村基本法」が平成11(1999)年に制定されました。
- ・「食料・農業・農村基本法」の制定以降、近年における主な農業施策は、以下のとおりです。



2-7 善通寺市農業の主要課題

(1) 多様な担い手の育成と確保

- ・認定農業者や新規就農者をはじめ、兼業農家、定年帰農、半農半×、農外企業など多様な担い手の確保に取り組むとともに、新たな担い手として地域農業の核として確実にステップアップできるよう就農から定着までをサポートする体制の強化が必要です。
- ・農業者の高齢化と減少により、後継者が不足している状況であることから、個人又は世帯単位の農家から集落を単位とした農業組織として農業に取り組むことが必要です。

(2) 農業経営の安定化

- ・本市では、1経営体当たりの平均耕地面積規模が小さく、農地の分散保有、ほ場整備率が低いなど、農地集積が遅れていることから、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが必要です。
- ・農業委員会、農地中間管理機構、JA等と連携し、認定農業者や認定新規就農者等を主体に担い手の育成・確保を推進することが必要です。
- ・作物価格の下落による所得低下が進んでいることから、各種助成制度を活用した高収益作物の導入等を推進するとともに、地域特産品を活用した6次産業化に取り組むなど、農業所得の向上を図ることが必要です。
- ・農産物の安定的な供給を図るため、担い手の確保・育成に努めるとともに、農産物の品質向上や生産拡大を図るほか、魅力発信等による販路拡大の推進が必要です。
- ・担い手不足や農業者の高齢化が進展するなか、本市の伝統的基幹産業である農業の持続性を図るとともに、農業を魅力ある産業とするため、デジタル技術を活用したスマート農業技術の導入検討が求められます。

(3) 農地の保全・活用、農村環境の維持

- ・小規模な農家が多く占めているなか、農業環境は現状のままでも良いという考えが多く、農地の貸付けには消極的であり、また、小規模が故に集積が困難なケースも考えられます。農地の保全に向け、健康や生きがいを目的に農業を続けたいと考えている人を支援するために、少量多品目の生産・集出荷体制を確立する取組みを支援することが必要です。

- ・耕作放棄地は増加傾向にありますが、耕作放棄地となる以前に対策を講じることが重要です。このことから、善通寺市農地管理公社を通じて、保全管理作業の受託や農地の貸付けの斡旋等を行うことにより、遊休農地の発生防止・解消を図ることが必要です。
- ・有害鳥獣捕獲対策により鳥獣被害防止における一定の効果はみられるものの、地区によって被害状況に差がみられることから、引き続き対策を講じます。また、捕獲の担い手が高齢化していることから、持続的な捕獲体制を確立するため、担い手の育成・確保の取組みが必要です。
- ・地方移住への関心や田園回帰志向が高まるなど、農村が持つ価値や魅力が再評価されており、グリーン・ツーリズムや体験学習、二地域居住や半農半Xなど多様なライフスタイル等により、農村地域への関わりを段階的に深めてもらい、地域の活性化につなげていくため受入体制の整備が必要です。

(4) 人口減少下でも持続的に発展する農業

- ・第6次善通寺市総合計画に掲げる「魅力と活力に溢れる、働きやすいまち」の実現には、本市の伝統的基幹産業である農業の持続的な発展と活力あふれる農村づくりが重要です。このことから、農業経営基盤の強化、生産者である農業の担い手確保・育成だけでなく、消費者である市民との連携・協力による地域農業の活性化が必要です。
- ・農業・農村は、炭素発生抑制や農地炭素貯留をはじめ、温室効果ガスの排出を抑制する脱炭素・環境負荷軽減の取組みに貢献すると見込まれています。このため、カーボンニュートラルの実現に向けて、遊休農地の活用など、農業の有する自然循環機能の維持増進に取り組むことが必要です。

第3章 善通寺市農業の将来像と基本目標

3-1 善通寺市農業が目指すべき方向性

農業者の高齢化と減少が進展する背景の一つに、農業所得の低下があげられ、農業経営の不安定感から、地域を支える担い手の確保・育成に結びついていないと考えられます。

そのため、意欲のある新規就農者の確保・育成だけでなく、女性や企業・法人等、また外国人材など多様な労働力の活用を図るとともに、農地中間管理機構や善通寺市農業委員会、JA等と連携し、農地の集積・集約化を加速させることが必要です。

また、担い手確保や農地集積を図っても栽培する作物が他地域と同じであれば、価格競争に伴う作物価格の下落により、安定した収入の確保が困難となります。そのため、高収益作物の導入を推進するとともに、6次産業化による農産物の高付加価値化の積極的な取り組みを推進し、地域特産品を活用した新商品の開発、新たな販路の拡大を目指します。

その一方で、高齢化のため自らが主体となって農業経営に参画することが困難なケースや所有する農地の規模が小さいため、集積化が困難なケースも見られます。また、自身の健康や健康的な食生活の維持に向けて農業を営む生きがい型農業の形態も多く見られることから、農地の保全、農村環境の維持のためにも、生きがい型農業者が継続して農業に従事できる環境を目指します。

3-2 善通寺市農業の将来像・基本目標

第6次善通寺市総合計画では、本市ならではの地域個性・資源を活用し、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して地域で健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指し、将来像を「みんなで創る!! 住んでみたい・住みつづけたいまち 善通寺」としていきます。

また、「善通寺らしさの探究から、未来の創造へ」をサブテーマとして、「暮らしやすさ」を追求し、市民が地域に愛着と誇り（シビック・プライド）を持ちながら、SDGsに基づく経済・社会づくりを目指しています。

農業においては、持続可能な農業構造の実現に向けて、農業生産基盤の充実、企業的経営の促進、担い手の育成をはじめ、環境変化に即した多様な振興施策を一体的に推進し、産業としての農業の充実を図ることが望まれています。さらに、農業は自然環境を基盤として食料生産を担っていることから、飢餓対策・気候変動・環境保護・生物多様性・健康増進などSDGsの目標と密接に関係しています。将来にわたって本市農業を営むため、環境保全を推進し、農業・農村の持つ多面的機能を活かした持続可能な善通寺市農業の創造を目指します。

第6次善通寺市総合計画

「みんなで創る!! 住んでみたい・住みつづけたいまち 善通寺」
～善通寺らしさの探究から、未来の創造へ～

目指すべき姿と基本の方針②

魅力と活力に溢れる、働きやすいまち
(産業振興と雇用対策)



第2期善通寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略

産業振興と雇用対策
(農業振興の推進)

第4次善通寺市農業・農村基本計画

第4次善通寺市農業・農村基本計画

将来像

「地域で支え、持続可能な善通寺市農業の創造を目指して」

基本目標

食の安定供給と
儲かる農業づくり

活力ある農業を次世代に
つなぐ人づくり

交流を促進する
魅力的な農村づくり

また、基本目標は、「食の安定供給と儲かる農業づくり」「活力ある農業を次世代につなぐ人づくり」「交流を促進する魅力的な農村づくり」とします。

基本目標1	食の安定供給と儲かる農業づくり
<p>農産物の販売力強化による農業所得向上を図るため、6次産業化による善通寺市ブランド力の向上、地域農産物の安定供給を推進するとともに、高収益作物の導入を促進し、農業経営のより一層の収益性向上を目指します。</p>	
基本目標2	活力ある農業を次世代につなぐ人づくり
<p>農業の活性化を促進し、本市農業を次世代につなぐのは、生産者である農業者のほか、消費者である市民です。</p> <p>農業者は安定的に農産物を供給する役割を担うため、基幹的な担い手である認定農業者を確保・育成するとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、農業経営の効率化や多様な人材の活用により、経営体の強化を図ります。</p> <p>また、市民も本市の農業に興味を持ち、地産地消への協力や地域特産品の魅力発信など、農業を支える一員であるという意識の向上を図ります。</p>	
基本目標3	交流を促進する魅力的な農村づくり
<p>農村部では少子高齢化や人口減少が著しく、このままでは農村の維持が困難になることが予想されます。そのため、遊休農地の利用促進や鳥獣被害対策の推進、担い手への優良農地の集約化促進により農業・農村環境を保全するとともに、農村地域の多面的機能を活用した移住体験イベントやマルシェの開催等により、人々の交流を促進し、農村地域の活性化に努めます。</p>	

第4章 施策の推進

4-1 施策の体系



注：★は重点施策を示す。

4-2 単位施策の概要

基本目標Ⅰ 食の安定供給と儲かる農業づくり

農産物の販売力強化による農業所得向上を図るため、6次産業化による普通寺市ブランド力の向上、地域農産物の安定供給を推進するとともに、高収益作物の導入を促進し、農業経営のより一層の収益性向上を目指します。

基本施策Ⅰ-1. 農産物の販売促進

指標	単位	基準値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
★ 讃岐もち麦ダイシモチ作付面積	ha	28	30
ふるさと納税寄附額	千円/年	372,248	450,000
稲作主体から高収益作物への転換 (高収益作物取組面積)	ha	154.5	165
農業特産品新規商品化件数	件	5	15 (5年間累計)

★ 重点施策に関する指標

(1) 普通寺市ブランドの育成と販売力強化

重点

地域農産物を活用した6次産業化の推進、新たな加工品づくりにより、普通寺市ブランドの育成を推進します。

また、フェアへの参加やふるさと納税制度を利用し、本市ならではの農産物の高付加価値化と認知度拡大を一層推進するとともに、販売力の強化を図ります。

(2) 収益性の高い作物の導入促進

農業所得の向上を図るため、高収益作物の導入や転作作物への転換等を推進し、その生産体制を支援します。また、本市での栽培に適した新たな農作物について、調査研究します。

(3) 安全・安心な農産物の供給

食品安全や環境保全等を考慮した「農業生産工程管理（GAP）」の導入・普及を啓発し、地域農産物の安定的な供給先や新たな販路の確保に協力します。

第4章 施策の推進

(4) 企業・法人等との連携

民間企業やまちづくり会社と連携し、地域農産物を活用した関連商品の新規開発・販売を推進します。

基本施策 1-2. 地産地消の推進

指標	単位	基準値 (R4 年度)	目標値 (R11 年度)
かがわ地産地消協力店の登録店数	件	13 (R5.11)	20
(株)まんでがんによる各種フェア等へのPRブース出展回数	回/年	59	90

(1) 直売所、産直市の充実

農産物直売所や産直市を活用し、市民（消費者）が新鮮で安全・安心な地域農産物を身近に購入できるよう地産地消を推進します。

(2) 地域農産物の消費拡大の促進

善通寺市ブランドの農産物の積極的な消費を促進するため、地域農産物を販売・加工・提供している小売店や飲食店に「かがわ地産地消協力店」への登録を推進し、消費者への情報提供や啓発に努め、地域農産物の消費拡大を促進します。

(3) 食育の推進

地域農産物に触れ、継続的に善通寺市ブランドに関心を持つ市民を増やすため、教育委員会等と連携し、地域農産物の学校給食等への積極的な活用を促進するなど、学校給食等を起点とした地産地消を推進します。

基本施策 1-3. 持続可能な生産基盤の整備

指標	単位	基準値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
農業用水路等の清掃活動の実施箇所	箇所/年	93	110
生産力向上農業機械等整備事業助成金申請数	人 (団体)	0	3 (5年間累計)

(1) 土地改良事業の推進

重点

土地改良事業は、農業基盤の強化を進めるうえで大変重要であることから、国や県の各種補助事業を周知し、意欲的な農業者の意向を踏まえ、効率的な農業が行えるよう土地改良事業を推進します。

(2) 農業水利施設整備の推進

農業の生産性向上や農業経営の安定化を図るため、農業水利施設の整備を推進します。また、農業用水の確保に努めます。

(3) 既存施設の適正管理

重点

農道、ため池、農業用水路、出水などの既存施設は、適切な更新や維持管理により施設の長寿命化を図ります。

(4) スマート農業の普及啓発

少ない労働力で収益性の高い農業生産を支える生産基盤として、「スマート農業」の普及啓発を図ります。

第4章 施策の推進

基本目標2 活力ある農業を次世代につなぐ人づくり

農業の活性化を促進し、本市農業を次世代につなぐのは、生産者である農業者と消費者である市民です。

農業者は安定的に農産物を供給する役割を担うため、基幹的な担い手である認定農業者を確保・育成するとともに、担い手への農地利用の集積・集約化を加速させ、農業経営の効率化や多様な人材の活用により、経営体の強化を図ります。

また、市民も本市の農業に興味を持ち、地産地消への協力や地域特産品の魅力発信など、農業を支える一員であるという意識の向上を図ります。

基本施策 2-1. 担い手の育成・確保

指標	単位	基準値 (R4 年度)	目標値 (R11 年度)
★ 認定農業者数（累計）	人 (団体)	72	80
★ 認定新規就農者数	人/年	6	8
青年等就農計画の策定支援件数	件/年	4	6
農業塾「ゆめ楽農支援塾」の開催数	回/年	29	30
★ 担い手への農地利用集積率（累計）	%	34.0	67.0

★ 重点施策に関する指標

(1) 認定農業者の育成支援

重点

本市農業の基幹的な担い手である認定農業者の育成に向け、香川県中讃農業改良普及センター、農地中間管理機構、JA、農業委員会との連携により、農地の仲介や営農技術等の指導、経営改善計画の策定支援を図るとともに、認定を受けた農業者への機械施設の導入支援、農業経営改善に対する相談、認定農業者の組織化と組織活動を支援します。

(2) 新規就農者の確保・育成

重点

意欲のある新規就農者を確保するため、新規就農希望者に対し、関係機関と連携し、情報提供、技術指導、経営力、農地確保等について支援します。

(3) 農地利用集積の推進**重点**

本市農業をけん引する認定農業者や新規就農者が、より効率的かつ安定的に営農できるよう、農地中間管理機構と連携し、「地域計画」を推進します。

(4) 集落営農等の育成

効率的な農地利用や機械・施設の共同利用・共同作業などにより、効率的な生産体制の確立を図るため、集落営農の促進、農業経営の法人化の促進に努めます。

基本施策 2-2. 多様な人材の活用

指標	単位	基準値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
★ 認定農業者・認定新規就農者における 女性農業者数	人 (累計)	5 (R5.12)	10
新規参入者数(個人・法人)	人 法人	1	3 (5年間累計)

★ 重点施策に関する指標

(1) 女性農業者の参画**重点**

女性農業者による情報交換や交流の場の創出を支援し、新たに農業に取り組む女性の参画を促します。

(2) 高齢農業者等の参画

定年帰農者や高齢者が新たに農業を始めようとする場合に、収入を確保できるように、農業技術の習得を目的とした就農者育成塾の開催や就業機会の情報提供等に努めます。

(3) 企業・法人等の参入支援

農業の新たな担い手として、また、雇用機会を創出する可能性のある企業・法人等の農業参入に対して、貸付可能な農地や水利慣行等の情報を提供するなど、参入に向けての支援を行います。

(4) 労働力の確保

外国人材の活用など、新たな労働力の確保に向けた取組みを応援します。

第4章 施策の推進

基本施策 2-3. 本市農業の理解度促進

(1) 地産地消の普及啓発

旬の農産物の情報や農産物を利用した調理方法等について、市ホームページ等を利用して市民へ情報発信することで、地産地消の普及啓発を図るとともに、市民に愛される「善通寺市ブランド」を目指します。

基本目標3 交流を促進する魅力的な農村づくり

農村部では少子高齢化や人口減少が著しく、このままでは農村の維持が困難になることが予想されます。そのため、遊休農地の利用促進や鳥獣被害対策の推進、担い手への優良農地の集約化促進により農業・農村環境を保全するとともに、農村地域の多面的機能を活用した移住体験イベントやマルシェの開催等により、人々の交流を促進し、農村地域の活性化に努めます。

基本施策3-1. 遊休農地の有効活用

指標	単位	基準値 (R4年度)	目標値 (R11年度)
荒廃（遊休）農地面積	ha	20	19
遊休農地解消に向けた意向調査回数	回/年	1	1

(1) 遊休農地の把握

市内全域の農地について、定期的なパトロール及び年1回利用状況調査を実施し、遊休農地の把握に努めます。

(2) 遊休農地の利用促進

重点

把握した遊休農地は、所有者等に対し、利用促進又は適正管理を指導するほか、遊休農地の解消に向けた意向調査を実施します。

また、意向調査により、農地中間管理事業や農地所有者代理事業、権利の設定などを促進することにより、優良農地の確保に努めます。

基本施策 3-2. 農地・環境の保全

指標	単位	基準値 (R4 年度)	目標値 (R11 年度)
多面的機能支払交付金を活用した活動組織数	組織/年	25	28
有害鳥獣捕獲許可件数	人/年	121	130

(1) 優良農地の保全

農業振興地域整備計画に基づき、優良な農地の保全を図るため、農用地利用計画変更申請の厳正な審査に努めるとともに、定期的に農業振興地域整備計画の見直しを行います。

(2) 農地の適正管理

善通寺市農地管理公社と連携して、耕作ができない農家から受託し、耕起作業等を実施する受委託作業を推進するとともに、農作業用機械の貸出しを図り、農地の保全管理に努めます。

(3) 農業施設等の保全 **重点**

農業・農村環境の保全を図るため、農地多面的機能保全管理事業を活用し、水路・農道等の維持管理を実施する組織の設立を支援します。

(4) 鳥獣被害対策の推進 **重点**

農産物への被害軽減を図るため、有害鳥獣被害防止計画に基づき、被害防止対策を推進します。

また、地元猟友会会員の高齢化が進行していることから、会員の増員に向けて狩猟免許取得、初心者狩猟講習会参加等を支援します。

(5) 防災・減災対策の推進

香川県ため池保全管理協議会と連携し、災害の発生を未然に防止するため、ため池の防災・減災対策を計画的・積極的に推進します。

また、大雨による災害の未然防止・減災効果を図るため、地域農業者と連携し、排水機場や用排水施設の適正管理に努めます。

基本施策 3-3. 多面的機能の維持

指標	単位	基準値 (R4 年度)	目標値 (R11 年度)
環境保全活動組織数	組織/年	14	15
多面的機能の維持に関する啓発活動組織数	組織/年	1	2
★ 環境保全型農業の申請面積	ha (累計)	32.44	40

★ 重点施策に関する指標

(1) 農村地域の多面的機能の維持・発揮

農村地域の持つ、水源かん養・自然環境の保全・良好な景観形成など多面的機能を維持・発揮するため、地域農業者や住民による協働活動を支援します。

(2) 農業の公益的機能等の理解度促進

農村地域の持つ多面的機能の理解促進を図るため、子どもたちを始めとする若い世代への周知・啓発に取り組むとともに、農業者や農業団体等と連携し、情報発信の強化に取り組めます。

(3) 環境保全型農業の推進 **重点**

食の安全・安心や環境への負荷を低減した農業への関心が高まっていることから、緑肥や堆肥等の施用による減農薬・減化学肥料・有機栽培など環境保全型農業に取り組む農業者を支援します。

基本施策 3-4. 都市と農村の交流

指標	単位	基準値 (R4 年度)	目標値 (R11 年度)
かがわグリーン・ツーリズムへの登録件数	件 (累計)	0	1
空き家バンク年間申請受付件数	件/年	6	10

(1) 市民（消費者）との交流

市民（消費者）に対し、農業に対する理解を深め、地域農産物に興味を持つ契機とするため、農商工夢フェスタをはじめとする農業に関するイベント等を拡充し、そのイベント等の内容や結果について情報発信を行います。

(2) グリーン・ツーリズムの推進

県と連携して、農泊やグリーン・ツーリズムの推進体制を整備し、都市住民への情報発信に取り組みます。

(3) 関係人口の創出・拡大

農村地域の農産物や農村資源を活用した観光農園や農産物直売所等の取組みを支援し、交流人口や関係人口の拡大を促進することで、地域活性化を図ります。

(4) 移住・定住の促進

移住・定住をはじめ、二地域居住や半農半 X への対応として、新規就農支援施策に加えて、住宅の借上補助や空き家バンク制度などの住環境支援施策といった、暮らしに関わる総合的な情報発信に努め、援農・就農等につなげます。

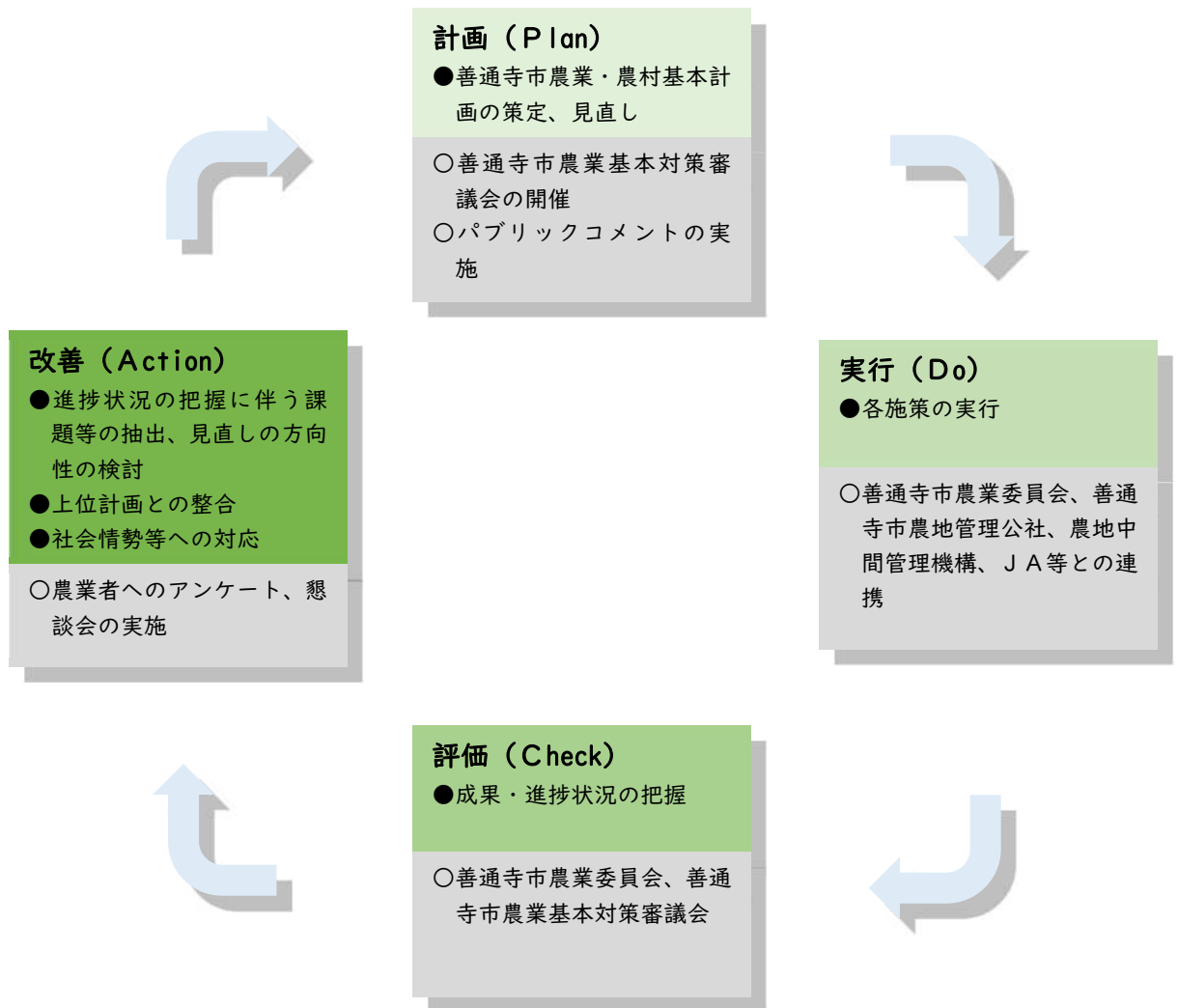
第5章 計画の実現に向けて

5-1 計画の実施と管理

本基本計画の実施に当たっては、将来を見据えた中・長期的なスパンで進めていくことが必要であることから、施策の進行状況を管理しながら、継続して推進していくことが重要です。

そのため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）といった一連のサイクルを確立し、これらを確実に実行していくものとします。

なお、これら一連のサイクルにおける進行管理に当たっては、普通寺市農業委員会、JA等の関係機関との協力や連携を図りながら対応するものとします。



5-2 計画推進における役割

本市の農業を持続的に発展させるためには、農業に関わる様々な関係者が本計画の内容を理解し、互いに連携、協働し、主体的に計画を推進していく必要があります。

将来像の実現に向けて、農業者、農業団体、事業者、市民（消費者）、市の役割について以下に示します。

(1) 農業者の役割

市民（消費者）の健康で快適な生活を支えるために、安全な農産物を市民（消費者）に供給するという責任を持ち、生産工程の管理に取り組み、安定的な農産物の生産を行います。

その一方で、多面的な機能を有する農地を保全し、守っていくことも求められており、そのためには、地域と一体となって安定的な経営環境の構築に取り組みます。

(2) 農業団体の役割

農業者の効率的な生産体制を構築するために、農業者の意見の把握に努め、様々な農業者の立場に応じた営農支援を行政と連携して実施します。

また、地域農産物の消費拡大に向け、実需者や消費者のニーズを踏まえ、市場規模に応じた生産体制の強化や営農指導を行います。

(3) 事業者の役割

農産物を安全に消費者に届けるとともに、技術等を利用した様々な加工品の製作など、新たな付加価値を創出します。

また、地域農産物等の情報を積極的に発信し、消費の拡大につなげます。

(4) 市民（消費者）の役割

市民（消費者）は、農業・農村環境を守っていく一員であるとの考えを持ち、農業や農村環境の持つ多面的機能への理解を深めます。また、農村環境の保全活動やフェアへの参加、地域農産物の積極的な消費に努め、本市農業を支える役割を担います。

(5) 市の役割

農業者や農業団体、事業者、市民（消費者）など、全ての主体が農業に積極的に関

わっていくことができるよう、ハード・ソフト両面から支援・調整を図ります。

また、国や県と密に連携し、政策の変化等にも柔軟に対応しつつ、本市農業に必要な施策を実施します。

資料編

- 資料-1：善通寺市農業基本対策審議会設置条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
- 資料-2：善通寺市自治基本条例（住民参加の箇所を抜粋）・・・・・・・・ 71
- 資料-3：第4次善通寺市農業・農村基本計画策定までの経緯・・・・・・・・ 77
- 資料-4：善通寺市農業基本対策審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・ 78

■資料-I

○普通寺市農業基本対策審議会設置条例

昭和37年10月3日条例第28号

改正

昭和38年6月22日条例第15号
平成2年10月6日条例第22号
平成12年3月31日条例第22号
平成14年6月28日条例第18号
平成21年3月24日条例第4号
平成24年3月16日条例第5号
平成26年6月24日条例第28号
平成26年12月16日条例第41号

(設置)

第1条 本市農業の基本対策に関する重要事項を審議するため、普通寺市農業基本対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の事項を審議する。

- (1) 農業所得に関する事項
- (2) 農業生産対策に関する事項
- (3) 農業構造対策に関する事項
- (4) その他農業基本対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会委員
- (2) 本市の区域を包括する農業団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項第1号及び第2号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

3 委員は、再任することを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長、副会長を置き委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に専門の事項を調査及び審議するため8人以内の専門委員を置く。

2 専門委員は、農業について学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(部会)

第8条 審議会にその専門の事項を審議するため、次の部会を置く。

(1) 農業所得対策部会

(2) 農業生産対策部会

(3) 農業構造対策部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、互選する。

4 部会長は、部会を招集し、その会議の議長となる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、産業振興部農林課において処理するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和38年6月22日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (平成2年10月6日条例第22号)

この条例は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、(中略)第16条中善通寺市農業基本対策審議会設置条例第3条第1項の改正規定及び第7条第1項の改正規定(中略)は、それぞれ現に委員である者の当該任期満了日後から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第4号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月16日条例第41号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

■資料-2

○善通寺市自治基本条例

平成17年3月23日条例第15号
改正

平成17年12月13日条例第25号
平成19年3月26日条例第7号
平成27年3月20日条例第3号
令和5年3月20日条例第4号

善通寺市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 市民（第4条—第6条）
- 第3章 行政（第7条—第13条）
- 第4章 市議会（第14条—第16条）
- 第5章 情報共有（第17条—第19条）
- 第6章 市民参画（第20条—第22条）
- 第7章 住民投票（第23条）
- 第8章 位置付け（第24条）
- 第9章 見直し（第25条）
- 第10章 委任（第26条）

附則

（前文）

自然豊かな五岳の山々に囲まれ、温暖でのだかな風土に恵まれたわがまち善通寺は、偉大なる高僧弘法大師空海の誕生地として名高い歴史と伝統が息づくまちです。

このやすらぎと文化の香りに満ちた善通寺は、わたしたち市民自身が自ら守り、そして築きあげていくべきものです。わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らせるまちをつくるため、主役となり、責任を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

地方分権時代を迎えた今こそ、市民主権という地方自治の原点に立ち返り、平等に情報を持ち合い、市政に参画することができる仕組みを設けることが必要です。市民、市、市議会はともに力を合わせて明日の善通寺を創造し、この仕組みを次世代に引き継いでいくこととします。

この条例は、善通寺市における自治の基本的な原則と、基幹的な制度を明らかにし、協働による自治を実現し、育み、発展させていくためのものです。ここに、すべての市民、市長、市議会議員、市の職員に遵守されるべき最高規範として、善通寺市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、市及び市議会の役割や責務、情報共有、市民参画の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現し、市民の公共の福祉増進を目的とした意思（以下「市民の意思」という。）が活かされた、善通寺らしい独自性と魅力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、働き、学ぶ者等生活の関りを有するすべての者及び市内において事業又は活動を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 市 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) まちづくり 市民の生活の質の向上のため、市民自身が地域課題を発見し、又はその解決を図ることをいう。
- (4) 市政 市の行政及び市議会の活動の総体をいう。
- (5) 自治 まちづくり及び市政により構成される住民自治、団体自治の総体をいう。

(基本原則)

第3条 市民、市及び市議会は、次に掲げる事項を自治の基本原則として定め、市民のまちづくりの実践により培われた知恵と活力が自治に活かされるよう努めなければならない。

- (1) 市民、市及び市議会が自治に関する情報を共有すること。
- (2) 市民のまちづくりへの参画を促進すること。
- (3) 市民の市政への参画を保障し推進すること。
- (4) 市民、市及び市議会それぞれが果たすべき役割を自覚し、相互に協力し合うこと(以下「協働」という。)により自治を進めること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 未成年者は、その年齢に応じた市政に参画する権利を有する。
- 3 市民は、互いに対等な立場で前2項に規定する権利を行使することができる。
- 4 市民は、自主性及び自立性が尊重されるとともに、市政への参画又は不参画を理由として不利益な扱いを受けない。

(市民の義務)

第5条 市民は、住みよいまち善通寺を自ら創造するため、互いに尊重し合うとともに、協働による自治の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、主権者として自らの行動及び発言に責任を持ち、前条に規定する権利の行使に当たっては、これを濫用してはならない。

(地域共同体)

第6条 市民は、居住地域を基礎とした多様な人と人とのつながり及び福祉、環境、教育等のまちづくりに関する課題を基礎として形成される人と人とのつながりである地域共同体(コミュニティ)を守り育てるよう努めるものとする。

- 2 地域共同体(コミュニティ)は、次に掲げる活動に自主的かつ主体的に取り組むことにより、まちづくりの担い手となるよう努めるものとする。

- (1) 市民の自発的なまちづくりの促進及び啓発に関する活動
- (2) 防災、防火、交通安全等の地域安全に関する活動
- (3) 道路、河川の清掃等の環境保全に関する活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進に関する活動
- (5) 社会教育の推進に関する活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興に関する活動
- (7) その他まちづくりに有効であると認められる活動

第3章 行政

(市の責務)

第7条 市は、自主的かつ主体的な市民のまちづくり並びに地域共同体（コミュニティ）の活動の重要性及び必要性を提唱し、周知することにより、市民によるまちづくりを促進するよう努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

2 市は、市民に対し市の行政に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市は、市民の意思を市の行政に反映することを目的として、市民参画に関する制度を設けなければならない。

4 市は、市民の市政への参画を推進するため、市の行政について、市民の興味を喚起しなければならない。

（市長の権限及び責務）

第8条 市長は、善通寺市を代表し、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 市長は、その補助機関たる職員を適切に指揮監督するとともに、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託に応えなければならない。

3 市長は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市の行政を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

（特別職等の宣誓）

第9条 市長、副市長及び教育長は、就任に当たって、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の充実及びこの条例の目的の実現のために職務を遂行する旨を宣誓しなければならない。

（市の組織及び職員の責務）

第10条 市の組織は、迅速で柔軟かつ組織横断的な運営を行うことを目的として、常に見直されなければならない。

2 市の職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市の職員は、市民の意思及び善通寺市における課題を常に把握するとともに、法務及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

（財政運営）

第11条 市は、最小の経費で最大の効果を挙げるため、徹底した経費節減に取り組むことにより健全財政の確保に努め、効率的かつ重点的に市の行政を担わなければならない。

2 市長は、法及び条例で定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を市民に公表しなければならない。

（自治立法）

第12条 市は、市民の意思に基づく市の行政を実現するため、自主的な条例、規則等の制定（以下「自治立法」という。）を積極的に行うよう努めなければならない。

2 市長は、総合的な自治立法を行うため、福祉、環境、教育等の各行政分野における基本条例の制定に努めなければならない。

（基本構想）

第13条 市は、法の定めるところにより、市議会の議決を経て基本構想を定め、その実現を図るため計画を策定し、これに即して市の行政を運営しなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、前項に定める基本構想、計画を策定しなければならない。

3 市長は、計画に基づく事務事業（以下「事務事業」という。）の進行状況に

ついて管理し、市民に公表しなければならない。

第4章 市議会

(市議会の権限及び責務)

第14条 市議会は、市の行政を監視し、牽制するものであって、法の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに市に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

2 市議会は、審議能力の向上に努めるとともに、市民に市議会に関する事項を分かりやすく説明する責務を果たさなければならない。

3 市議会は、市民の市政に対する関心と参画意欲を高めるため、次に掲げる事項に取り組むことにより、市民参画を推進し、情報の共有化を図らなければならない。

(1) 法に定める公聴会制度、参考人制度の活用に関すること。

(2) 第18条に規定する情報共有の制度に関すること。

(3) 会議開催日時を検討する等、市民の傍聴を容易にすること。

(4) その他市民参画の推進及び情報の共有化に必要であると認められること。

(市議会議員の責務)

第15条 市議会議員は、市民から市政に関する権能を信託された代表であることを自覚し、良心と責任を持ち、地方自治の健全な発展に努めなければならない。

2 市議会議員は、市民との対話に心がけ、市民の意思の把握に努めるとともに、自らの議員活動に真摯に取り組むことにより、市民の信託に応えなければならない。

3 市議会議員は、第3条に規定する自治の基本原則にのっとり、市議会の活動を推進し、もって自らの政治責任を果たさなければならない。

(会議公開の原則)

第16条 市議会は、会議を公開することにより、公正な討議を実現するよう努めなければならない。

2 会議は、前項の規定にかかわらず、個人情報保護のため等相当の理由があるときは、法又は条例で定めるところにより秘密会とすることができる。

第5章 情報共有

(市政情報の公開及び提供)

第17条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市民の請求に応じ、保有する公文書を開示するとともに、積極的に市政に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(情報共有)

第18条 市及び市議会は、次に掲げる制度を設けることにより、自治に関する情報の共有化を図り、市民との交流を深めるよう努めなければならない。

(1) 市政に関する情報を提供、説明又は周知する制度

(2) 市民からのまちづくりに関する情報又は市政についての提案を収受する制度

(個人情報の保護)

第19条 市及び市議会は、条例で定めるところにより、市政に関する情報の提供その他市政の運営に当たって、個人情報を保護しなければならない。

第6章 市民参画

(重要な計画等への参画)

第20条 市は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法（以下「市民参画の手続」という。）により意見を求めなければならない。

2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、規則で定める計画を除く計画
 - (2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例(法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。)並びに規則で定める条例を除く条例
 - (3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等
- 3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。

(市民参画の手続)

第21条 市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて、市が適切であると認めたいずれかの方法によるものとする。ただし、重複して実施することを妨げない。

- (1) 意見提出手続(パブリックコメント)
- (2) アンケート又は参加型検討会(ワークショップ)
- (3) 審議会その他の附属機関の委員の公募
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が有効であると認めた方法

(その他の市民参画)

第22条 市は、事務事業の実施又は評価に関する業務のうち、市民が携わることが可能であると認められるものについては、市民の参画を図るよう努めなければならない。

- 2 市長は、毎会計年度の当初予算を編成しようとするときは、予算編成方針を公表し、市民の意見を徴することにより市民参画の機会を設けるよう努めなければならない。

第7章 住民投票

(住民投票)

第23条 市長は、市政に関する重要事項について、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票を実施しようとするときは、対象事案に応じた条例を別に定めるものとする。
- 3 市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、法の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、前項に規定する条例の制定を請求することができる。
- 4 市議会議員は、市民の意見を直接問う必要があると認めるときは、法の定めるところにより、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、第2項に規定する条例の制定を発議することができる。
- 5 市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。
- 6 市長は、投票後、住民投票の対象となった事案について、市民及び市議会と意見を交換する場を設けなければならない。
- 7 前項の意見を交換する場は、公開とする。

第8章 位置付け

(位置付け)

第24条 この条例は、自治の基本的事項について善通寺市が定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

第9章 見直し

(見直し)

第25条 市及び市議会は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条

例が善通寺市にふさわしいものであるかどうかを検討しなければならない。

第10章 委任

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月13日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年12月19日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第7号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定並びに第5条中善通寺市長及び助役の給与及び旅費に関する条例第3条から第6条までの改正規定並びに第7条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(善通寺市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）が、改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間（以下「在職する期間」という。）は、第1条の規定による改正後の善通寺市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例題名、第1条及び別表の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の善通寺市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例題名、第1条及び別表の規定は、なおその効力を有する。

(善通寺市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行の際現に在職する教育長が在職する期間は、第7条の規定による改正後の善通寺市自治基本条例第9条の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の善通寺市自治基本条例第9条の規定は、なおその効力を有する。

(規則への委任)

17 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則 (令和5年3月20日条例第4号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

■資料-3

○第4次善通寺市農業・農村基本計画策定までの経緯

年 月 日	会 議 等
令和5年8月4日 ～8月31日	第4次善通寺市農業・農村基本計画アンケート調査実施期間
令和5年11月7日	第1回農業基本対策審議会
令和6年1月16日	第2回農業基本対策審議会
令和6年2月14日 ～3月14日	パブリックコメントの募集
令和6年3月22日	第3回農業基本対策審議会（予定）

■資料-4

○善通寺市農業基本対策審議会委員名簿

	氏 名	備 考
会 長	立石 泰夫	農業委員会会長
副会長	塩田 武志	学識経験者
委 員	島田 満沖	学識経験者
委 員	氏家 正徳	学識経験者
委 員	安藤 映二	学識経験者
委 員	市川 真由美	学識経験者
委 員	坂本 美由紀	香川県農業協同組合 善通寺支店 支店長
委 員	山根 叡	学識経験者

注：任期は、令和4（2022）年11月1日～令和6（2024）年10月31日

第4次善通寺市農業・農村基本計画（案）

令和6年3月

善通寺市産業振興部農林課

〒765-8503 香川県善通寺市文京町二丁目1番1号

【TEL】 0877-63-6316（直通）

【FAX】 0877-63-6356

【E-mail】 norin@city.zentsuji.kagawa.jp